学生生活の手引き

Campus Life Guide

〔2020年度 入学者用〕





学生生活の手引き

新潟産業大学の「建学の精神」	夜間、休日の急病の時には 50
「教育理念」「教育目標」等 … 1	学生保険51
学則 3	薬物乱用の防止 52
2020年度学事日程11	感染症について、
基本事項	麻しん(はしか)について、感染症予防、
学生生活の心得、学生証と学籍番号 … 14	大学への連絡等について 53
事務局の業務内容と事務取扱時間 … 15	健康に関する情報、大学生の飲酒、
学費納入、学生への連絡等16	たばこ54
問い合わせ・呼び出し、遺失物17	国際交流
証明書の発行と届け出・願い出 … 18	国際化に目を向けて 56
ガイダンスについて20	中国短期留学58
修学関係	韓国短期留学59
授業について22	オーストラリア短期留学 60
試験について25	就職活動
成績について28	就職担当からのアドバイス、
その他 学習支援について29	就職相談は就職課へ 62
学籍異動について30	1年次からの主な就職活動の流れ … 63
キャンパスライフ	大学施設
通学34	図書館 66
学生割引証、アルバイト35	コンピュータ実習室 67
高等教育の修学支援新制度36	大学契約アパート、
奨学金制度37	食堂・学生ラウンジ・売店 68
教育ローン、貸付・融資制度38	構内案内図(災害時避難経路図)…69
学生相談39	課外活動
カウンセリングの利用、	課外活動団体、
各種ハラスメント等の相談40	学友会·学生行事実行委員会、
学友会、校友会 ······41	公認部74
一人暮らし、国民年金42	同好会81
災害時の備え43	規程等
悪徳商法のトラブル、	学生の留学に関する規程 84
携帯電話のトラブル44	学生の長期留学に伴う
クレジットカードでのトラブル、	継続履修に関する規程 85
政治活動・宗教活動45	キャンパスコンピュータネットワーク
トラブル回避の方法46	利用に関するガイドライン 86
健康管理	学友会会則87
健康管理について、	年譜92
医務室の利用、定期健康診断、	校歌93
健康診断証明書の発行48	柏崎市内主要機関一覧 94
校医紹介、病気やケガをしたら、	かしわざきマップ 95
健康保険証について49	

建学の精神・教育理念・教育目標

【建学の精神】

創設者下條恭兵は「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設は、一にかかって若い人材の育成に在り」との使命感から1947年6月2日、新潟産業大学の前身「柏崎専門学校」を建学し、その教育理念を「主体的自我の確立」としました。

この建学の精神と理念は、柏崎短期大学、新潟短期大学そして新潟産業大学へと継承され、大学設置の趣旨に「教育の究極の目標を、人間性の陶冶を通しての主体的自我の確立と、社会に対して新しい時代感覚をもって創造的に貢献しうる能力の育成に置く」と謳いました。

【教育理念】

人格の陶冶を通して主体的自我を確立し、新しい時代感覚をもって社会に貢献する人間を育成する。

【教育目標】

- 1. 自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立した人間を育てる。
- 2. 学問の基礎を固め、幅広い教養を身につけ、急激に変化する社会に主体的に対応できる人間を育てる。
- 3. 実学教育を通じ、自らが社会の一員であることを自覚し、地域社会に貢献する人間を育てる。

教育理念及び教育目標に基づく、本学のミッション(社会的使命)、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)は以下のとおりです。

【経済学部のミッション】(社会的使命)

経済学部は、本学の教育理念及び教育目標、目的にもとづき、つぎのミッション(社会的使命)を果たしていきます。

『地域社会や企業を主体的に力強く支える人材の育成』

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与方針)

- 1. 自らが社会の一員であることを自覚し、豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。
- 2. 地域社会や企業における諸課題について、経済学・経営学の専門知識に基づく論理的な思考と分析を行い、主体的に対処することができる。

- 3. 地域の文化や異なる国々の文化を理解し、その共存や振興に貢献することができる。
- 4. 課題解決に必要な情報処理能力を身につけ、適切に処理することができる。
- 5. 地域社会の構成員として、新しい時代感覚と創造的視野をもって地域と能動的に関わる意欲を有している。

【カリキュラム・ポリシー】(教育課程の編成・実施方針)

このミッション遂行のため、それぞれの学科に、基礎科目、専門科目、教養科目の3カテゴリーに大分類される科目群を設け、カリキュラム(教育課程)を編成します。

- 1. 基礎科目は、大学生基礎科目とキャリア科目によって編成し、経済経営学科並びに 文化経済学科同一とします。大学生基礎科目では、入学者の基礎学力の再構築と大 学の学習への円滑な移行を図ります。社会人学生を除き、1年次から2年次の「基 礎ゼミナール」を必修とします。キャリア科目では、1年次から4年次まで「キャ リアデザイン」の講義と演習を配し、系統的かつ効果的なキャリア教育を行います。
- 2. 教養科目は、一般教養科目と外国語科目によって編成し、経済経営学科並びに文化経済学科同一とします。一般教養科目では、豊かな人間性と社会性を支える幅広い教養の修得を図ります。外国語科目は、英語、中国語、韓国語、日本語(外国人留学生用)を置き、地域社会、地域企業の国際化に対応する語学力の向上を図ります。
- 3. 経済経営学科の専門科目は、経済学系科目、経営学系科目、関連科目で編成し、1年次の基礎的な専門科目から学年進行に沿って、より高度な専門科目へと進めるよう順次性に配慮した科目配置とします。また、必修科目及び選択必修科目、履修指定科目を適正に定めて4年間の履修モデルを明示し、3年次以降の「経済分析・経済予測分野」「地域振興政策分野」「企業経営分野」「企業会計分野」への学びを誘導し、ひいては進路イメージの形成につなげるようにします。
- 4. 文化経済学科の専門科目は、文化経済学の特性により、文化経済学系科目を中心に、経済学経営学系科目、日本・国際文化理解科目、関連科目で編成し、1年次の基礎的な専門科目から学年進行に沿って、より高度な専門科目へと進めるよう順次性に配慮した科目配置とします。また、必修科目及び履修指定科目を適正に定めて4年間の履修モデルを明示し、特に、文化経済学系科目は、「創造的文化ビジネス分野」「観光ビジネス分野」「アグリフードビジネス分野」「まちづくり・地方行政分野」の4分野を明示し、学生一人ひとりが学びの目的を自覚できるようにします。
- 5. 両学科ともに、専門科目の履修に関連する法律や情報処理等の授業科目を関連科目として配置します。

第1章 総 則

制定 昭和61年7月15日

(目的)

第1条 新潟産業大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する。

(自己点検、評価)

- **第2条** 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究、管理運営等について自己点検・評価を行う。
- 2 自己点検・評価については、別に定める新潟産業大学自己点検・評価に関する規程による。 (名称)
- 第3条 本学は、新潟産業大学と称する。

(所在地)

第4条 本学は、新潟県柏崎市大字軽井川4730番地に置く。

第2章 学部、学科、大学院、収容定員及び修業年限

(学部、学科及び大学院)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部 経済経営学科

文化経済学科

2 経済学部の目的は次のとおりとする。

経済学、経営学、文化経済学の専門分野とリベラルアーツを柱として、地域社会の課題に 取り組む実践的な教育研究を行い、地域社会に有為な人材を育成する。

- 3 学科の目的は、次のとおりとする。
 - 1. 経済経営学科

経済学と経営学の教育を通して社会人としての経済理解と社会理解を涵養し、 地域経済や企業のおかれている状況を判断する能力と、経営を遂行するための実 務能力、課題解決のための立案能力をもった人材を育成する。

2. 文化経済学科

文化経済学の観点から日本や諸外国のさまざまな文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性、さらには地域経済や地域社会の再生、発展について、企業・非営利組織・行政等の関連を視野に、理論的かつ実践的に追究しうる能力をもった人材を育成する。

第5条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、新潟産業大学大学院学則で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は次のとおりである。

学部	学 科	入学定員	収容定員
δΔ ; Φ Σ Υ ΨΩ	経済経営学科	80名	320名
経済学部	文化経済学科	60名	240名

(修業年限及び存学年数)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学圧)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、秋学期入学生については、 10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

(学期)

第9条 学年を2学期に分けて、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- 1. 土曜日、日曜日
- 2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3. 本学の創立記念日 (6月2日)
- 4. 夏季休業日 7月25日から9月15日まで
- 5. 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- 6. 春季休業日 3月20日から4月4日まで
- 2 学長は、必要ある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、 臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第11条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表 (一) に定めるところによる。 (授業の方法)

- **第11条の2** 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行う ものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位は次の基準による。

- 1. 講義及び演習については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
- 2. 実習及び実技の授業については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(履修方法)

- 第13条 本学を卒業するに必要な最低単位及び履修方法は、別表(二)に定めるところによる。
- 2 前項に規定する卒業に必要な単位のうち、第11条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(教職課程)

- 第14条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、卒業後中学校又は高等学校の 教員の免許状を得ようとするもののために教職課程を置く。
- 2 本学において、教職課程の履修により取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	教科
経済学部	経済経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
	経済経営学科 -	高等学校教諭一種免許状	公民

3 教職課程に関し必要な事項は別に定める。

(学芸員課程)

- 第15条 博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の 規定により、学芸員の資格を得ようとするもののために学芸員課程を置く。
- 2 学芸員課程に関し必要な事項は別に定める。

(規程への委任)

第16条 前5条に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が 別に定める。

第5章 単位修得、卒業及び学位

(単位の授与)

- 第17条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の所定の単位を与える。
- 2 成績評価の方法は筆記試験、論文、その他の方法によるものとする。
- 3 前各項に規定するもののほか、本学が教育上有益と認めた学修による単位修得の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

- 第 18 条 成績評価の評語及び評価点は、S (90 点~100 点)、A (80 点~89 点)、B (70 点~79 点)、C (60 点~69 点)、D (40 点~59 点)、E (39 点以下)とし、S・A・B・Cを合格とし、D・E を不合格とする。
- 2 前条第3項の規定により、単位を認定された場合の成績の評語はTとする。

(卒業

第19条 大学に4年以上在学し、第13条の規定による所定の単位数を修得した者については、 学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、別に定める特別な場合、学長 は卒業を延期することができる。

(学位の授与)

- 第20条 前条により卒業を認定した者に、学長は学士の学位を授与する。
- 2 学位及び学位の授与等に関する必要な事項は、別に定める新潟産業大学学位規程による。

第6章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要と認めた場合、学期の区分に 従い入学することができる。

(入学資格)

- **第22条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。
 - 1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 2. 通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - 3. 外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で 文部科学大臣の指定した者
 - 4. 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在 外教育施設の当該課程を終了した者
 - 5. 文部科学大臣の定めるところにより、第2号と同等以上の学力があると認められ た者
 - 6. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学志願の手続)

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、 所定の期間内に学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第24条 入学を志願する者には、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

- **第25条** 前条の選考の結果にもとづき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の 書類に添えて、入学金、授業料その他の学納金を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(在学保証書)

第26条 入学を許可された者は、保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。保証 人は父母又は成人の親族とする。

(保証人の変更)

第27条 保証人を変更するとき又は保証人が住所を変えたときは、直ちにその届出をしなければならない。

(休学)

- **第28条** 疾病その他の事由により、引続き3カ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を学長に提出し、学長の許可を得て、休学することができる。
- 2 疾病のため特に必要と認めた者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 学納金を所定の納期までに納付しない者に対し、学長は休学を命ずることができる。 (休学期間)
- **第29条** 休学は、引続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、学長の許可を得て、更に1年を限度として引続き休学することができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第30条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出して、学長の許可を得なければならない。 2 復学は、学期の始めからとする。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ 退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。
 - 1. 休学期間が満了し復学の見込のない者
 - 2. 授業料その他の学納金の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者
 - 3. 第7条第2項に定める在学年数を超えた者
 - 4. 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(規程への委任)

第33条 前5条に規定するもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第7章 再入学、転入学、編入学、転学、転学科及び留学

(再入学)

第34条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ学長が許可することができる。この場合には、既に履修した授業科目の全部又は一部について、学長が再履修を命ずることができる。

- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、前項に準ずるものとする。
- 3 再入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。
- 4 再入学の許可は、退学又は除籍後2年以内のものに限って行なわれる。 (転入学)
- **第35条** 他大学から本学に転入学を志望する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、 選者のうえ学長が許可することができる。
- 2 転入学を許可された者の既修得単位等の認定は、学部教授会の議を経て学長が行なう。 (編入学)
- 第36条 本学に編入学を志願する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、学長は選考のうえ、学部教授会の議を経て相当年次への入学を許可することができる。
- 2 本学に編入学を志願する者の既修得単位等の認定については、学長が別に定める。 (転学)
- **第37条** 本学から他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。 (転学科)
- 第38条 本学経済学部経済経営学科、文化経済学科において、1年次又は2年次修了者で、他学科の2年次又は3年次へ転学科を志願する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ学長が許可する。
- 2 転学科の選考等については、学長が別に定める。 (留学)
- 第39条 外国の大学に留学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条第1項に定める修業年限に算入する。 (規程への委任)
- 第40条 前6条に規定するもののほか、再入学、転入学、転学、転学科及び留学に 関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 学納金及び入学検定料

(学納金及び入学検定料)

- 第41条 学納金の種類、金額及び入学検定料は、別表(三)に定めるところによる。 (学納金の納期)
- 第42条 入学金以外の学納金は、年額を分割して、次の納期に所定額を納付しなければならない。ただし、入学時の学納金は、入学手続に定める指定期日とする。

春季納期 4月1日より 4月20日まで 秋季納期 10月1日より10月20日まで

- 2 前項の定めは、年額を一括して入学学期の納期に納付することをさまたげない。
- 3 入学金は、入学手続に定める指定期日に全額を納付しなければならない。 (休学中の学納金)
- 第43条 休学者については、休学期間中に納期の到来する授業料、施設設備資金及び教育充 実費を免除する。
- 2 前項により免除される授業料、施設設備資金及び教育充実費を既に納付した休学者に対しては、その授業料、施設設備資金及び教育充実費を還付する。
- 3 第28条第1項により休学する者は、休学が許可になった日から1週間以内に、つぎの休学在籍料を納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合、休学在籍料を半額減免することができる。この半額減免の許可は、学部教授会の議を経て学長が行う。

休学在籍料(休学期間が1学期につき) 20,000円

(学納金の不環付)

第44条 既納の入学検定料、入学金、授業料その他の学納金は、前条第2項の場合及び学納金納入後に「新潟産業大学学費軽減規程」による軽減が決定した場合を除き、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続に定める指定期日までに、返還の申請手続を行なった場合は、授業料その他の学納金を還付する。

第9章 教職員組織、教授会及び学長・副学長等会議

(数職員)

- 第45条 本学に学長並びに専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、教務職員及び 技能労務職員、その他の職員を置く。
- 2 前項のほか、本学に副学長及び学長補佐を置くことができる。
- 3 本学の学部に学部長を、附属図書館に図書館長を、附属研究所に研究所長を、生涯学習センターにセンター長を、国際センターにセンター長を置き、事務局に事務局長を置く。 (客員教員及び客員研究員)

第46条 本学に客員教員及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教員及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第47条 本学に経済学部教授会(以下「教授会」という。)を置く。

- 2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする。
- 3 教授会は、学長及び経済学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経済学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第48条 削除

第49条 削除

(教授会規程)

第50条 教授会に関する規程は、学長が別に定める。

第51条 削除

第52条 削除

第53条 削除

(学長・副学長等会議)

第54条 本学に、大学運営に関する重要事項を協議するために、学長・副学長等会議を置く。

2 学長・副学長等会議は、学長、副学長、学長補佐、大学事務局長を委員として構成し、学長がこれを招集して、その議長となる。

(学長・副学長等会議規程)

第55条 学長・副学長等会議に関する規程は、学長が別に定める。

第10章 図書館その他附属施設

(附属図書館)

第56条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属柏崎研究所)

第57条 本学に附属柏崎研究所を置く。

2 附属柏崎研究所に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属モンゴル文化研究所)

第57条の2 本学に附属モンゴル文化研究所を置く。

2 附属モンゴル文化研究所に関し必要な事項は、学長が別に定める。 (地域連携センター)

第58条 本学に新潟産業大学地域連携センターを置く。

2 新潟産業大学地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(国際センター)

第59条 本学に新潟産業大学国際センターを置く。

2 新潟産業大学国際センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 公開講座及び聴講講座

(公開講座及び聴講講座)

第60条 学長は、教授会の議を経て公開講座を開設することができる。

- 2 学長は、教授会の議を経て聴講講座を開設することができる。
- 3 公開講座及び聴講講座においては、受講者に単位を与えない。

第12章 学生宿舎その他厚生施設

(学生宿舎)

第61条 本学に学生宿舎を置くことができる。

2 学生宿舎に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 當 罰

(表彰)

第62条 学生として表彰に価する行為があったときは、教授会の議を経て、学長がこの者を表彰することができる。

(徴戒)

- **第63条** 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、 教授会の議を経て、学長がこの者を懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対し行われる。
 - 1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 2. 正当な事中がなくて出席常でない者
 - 3. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 4. 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第14章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、 外国人留学生及び長期履修学生

(科目等履修生)

- 第64条 本学の学生以外の者が、特定の授業科目について履修することを志望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

- 第65条 本学の学生以外の者が、単位互換協定等に基づき、特定の授業科目について履修することを志望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は特別聴講学生として受け入れることができる。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。 (研究生)
- **第66条** 本学において、特定の専門事項につき研究することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、選考のうえ、学長は研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関レ必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

- 第67条 日本の大学で教育を受けることを目的として入国し、本学に入学を志望する者があるときは、試験その他の選考のうえ、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(長期履修学生)

- 第68条 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年数を超えて一定期間計画的に本学の教育課程の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、審査の上、学長は長期履修学生として入学を許可することができる。
- 2 長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第15章 学則の改正

(学則改正)

第69条 本学則の改正は、経済学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年 度から平成29年度までは、次のとおりとする。

年	度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員		350名	340名	330名

3 第6条に定める経済学部文化経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年 度から平成29年度までは、次のとおりとする。

年	度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員		270名	260名	250名

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和元年6月12日から施行する。

附則

この学則は、令和元年12月11日から施行する。

2020 年度 学事日程 E期試験·追試験·再試験·転学科試験

						春	学	期						;	秋	学	期
\Box	日	月	火	水	木	金	±	日 程		日	月	火	水	木	金	±	日 程
4月	19	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	1(水)入学式 2(木)~3(金) ガイダンス・健康診断 3(金)~4(土) 新入生学外合宿研修 6(月)授業開始 ~10(金)履修登録期間 8(水)PM 履修届カード受付 開始 29(水)祝日授業日	10 月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	9 16 23 30	3 10 17 24 31	10(土)転学科試験 16(金)紅葉祭準備日休講日 17(土)・18(日)紅葉祭(予定)
5 月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30		11 月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	23(月)祝日授業日 25(水)2年生 ゼミガイダンス
Ш	日	月	火	水	木	金	±	日 程		日	月	火	水	木	金	±	日 程
6 月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	2(火)創立記念日 13(土)個別面談・ 父母の会総会(予定)	12 月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	24(木)学生冬季休業開始 26(土)~1/6(水)年末年始 窓口業務休業日(予定)
7月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	27(月) · 28(火)補講日 29(水) ~ 8/4(火)春学期 定期試験期間	1 月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	7(木)授業開始 15(金)大学入学共通 テスト前日準備日(休講日) 20(水)・21(木)補講日 27(水)~2(2(火)秋学期 定期試験期間
	日	月	火	水	木	金	±	日 程		日	月	火	水	木	金	±	日 程
8月	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	5(水)予備日 6(木)学生夏季休業開始 7(金)・8(土)追試験 8(土)~16(日)お盆窓口 業務休業日(予定) 17(月)~28(金)集中講義期間	2 月	7 14 21 28	8 15 22	9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	3(水)・4(木)予備日 9(火)・10(水)追試験 24(水)卒業者発表 成績表配付・疑義照会
9 月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	11 18 25	5 12 19 26	1(火)卒業者発表 4(金)再試験 10(木)卒業者免表 18(金)成績表配布·疑義 照会·授業開始 ~30(水)履修登錄期間 30(水)見修登錄期間	3 月	7 14 21 28	8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	1(月)再試験 4(木)卒業者発表 13(土)卒業式



基本事項

学生生活の心得

4月になり、新しい学生生活がスタート します。よくマスコミ等は「大学生は自由 だ」と取り上げますが、この「大学生の自由」 とはいったい何なのか考えてみて下さい。

「社会」は、たくさんの人間が生活する 共同体です。それぞれが自由気ままな考え をし、行動をとっていては成立しないこと は言うまでもありません。そこには、おの ずから良識に基づく一定の規律があり、一 人の人間としての道徳心(moral)が必要で す。この社会的規律と道徳心の上にたって、 初めて「自由である」喜びを感じることが できると言えるでしょう。

また、この「自由」の裏側には、必ず「責任」

という言葉が隠れていることも忘れてはなりません。大学生として、大人としての責任感のもとに自分なりに行動し、大きく羽ばたいて下さい。

大学生活という限られた時間と空間のなかで、いかに人格を磨き、いかに探究をし、いかに友と語り合うか……今後のあなた自身が決めることです。



学生証と学籍番号

学生証

学生証は、みなさんが本学学生であることを証明するものです。従って、登校時には勿論のこと、外出する際にも常に携帯しなければなりません。

次の場合、特に提示が求められます。

- ①定期試験を受けるとき(必ず学生証を机上に置いて受験しなければなりません)。
- ②各種証明書・学割等の発行を受けるとき。
- ③図書館・コンピュータ実習室およびそ の他の施設を利用するとき。
- ④通学定期券及び学割によって乗車船券 を購入するとき。
- ⑤学園ゾーン路線バス利用登録を行ない、 バス通学するとき。
- ⑥その他、本学教職員に提示を求められ たとき。

勿論、**他人に貸与または譲渡することを 禁じています。**また、もし紛失した場合は、 直ちに学生課へ連絡して下さい。 学生証の再交付は、写真 1 枚(縦 3cm× 横 2.4cm)と手数料を添えて学生課に申し 込んで下さい。

学生証の有効期間は 4 年間です。学生証は、退学、除籍等により学籍を失った場合は、直ちに返還しなければなりません。

学籍番号

学生証に記載されている 7 桁の数字はみ なさんの学生番号であり、桁によってそれ ぞれ意味があります。

学籍番号は、入学時から卒業時まで変わることなく、学内での諸手続き等に必ず必要な番号ですから、正確に覚えて下さい。

20XX001

 文学
 個人

 番
 番

事務局の業務内容と事務取扱時間

業務内容と事務取扱時間については、下記す。気軽に窓口を尋ねて下さい。 のようになっています。学生生活が、充実 したすばらしいものとなるよう、職員一同、

事務局においての学生の皆さんに関わる バックアップしていきたいと思っていま

課・室名	業務内容
総 務 課	・大学全体の文書の収受・発送、施設設備の維持管理、警備、防 災管理などを行う。 ・学納金の徴収や、その他大学の予算・決算に関する事務を行う。 ・図書館、電算施設、研究所に関する事務を行う。
入試・広報課	・学生募集に関する事務を行う。 ・入学試験に関する事務を行う。 ・大学広報に関する事務を行う。
地域連携センター 事務室	・地域連携事業を行う。 ・生涯学習事業を行う。 ・ボランティア受付、派遣業務を行う。
教 務 課	・科目履修、試験、成績等に関する事務 ・休学、退学、復学及び卒業に関する事務 ・在学、成績、卒業等の諸証明に関する事務
学生課	・課外活動、学友会活動、奨学金、通学、アルバイトなど学生生 活全般に関する事務
国際センター事務室	・留学生の学習及び生活指導に関する事務 ・海外短期留学、国際交流に関する事務
就 職 課	・就職に関する事務 ・就職ガイダンスの実施、個別進路指導、企業開拓、斡旋 ・資格等取得対策講座・検定試験の運用に関する事務
医 務 室	・定期健康診断、病気・怪我の応急処置 ・健康に関する相談等

※図書館や電算施設に関しては、「図書館」「コンピュータ実習室」の項参照

事務取扱時間

- ·月~金 9:00~18:00
- ・土日、祝日は事務取扱を行わない。
- ・夏季、冬季、春季休業中の事務取扱時間は、原則 9:00~17:30とする。(詳細は別途 掲示します。)

学費納入

本学学納金は、下記期間中に、年額を分割 して所定額を納入する制度をとっています。但 し、春季納期に全額を納入しても構いません。

春季納期 4月1日~ 4月20日 秋季納期 10月1日~10月20日

納入方法は、保護者宛に本学所定の振込 用紙を送付しますので、最寄りの銀行から 本学指定の金融機関へ振り込んで下さい。

学納金(ただし、入学金は除く)

	種業	Į.	金額	備考
授	業	料	660,000 円	年額
施	設 設 備	資 金	170,000 円	同上
教	育 充	実 費	170,000円	同上

※本表は、2019 年度以降入学者に適用する。

延納手続きについて

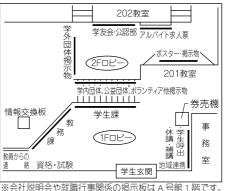
家庭の事情等で学納金が全額納入できない場合は、納期内(上記参照)に、学生課へ申し出て、 事務手数料 3.000 円(証紙購入)及び学納金 10 万円以上の納入と「延納願」の提出により、 学長が許可した場合、分納することが認められます。再三の督促にもかかわらず学納金の滞納 を続けた場合は、学則により除籍処分となりますので十分注意して下さい。詳細については、 学生課へお尋ね下さい。

学生への連絡等

大学からの学生に対する連絡・伝達は原則 掲示によって行なわれます。学生の皆さんは、 登下校の際には必ず掲示板を見ることを習慣 として下さい。

また、掲示による各課からの呼び出しにつ いては、どの課からの呼び出しか、どのよう な用件であるかを確認のうえ、呼び出しの用 紙を必ず持参して窓口に来て下さい。掲示板 は、登下校の際に見やすい場所に各課・内容 によって配置してあります。

掲示を見なかった、一度見ただけでその後 の内容に変更があったことを知らずにいたな どといって後で窓口に来る学生がいます。注 意して下さい。



携帯メールアドレス登録

【G mail 登録】

この Gmail 登録により休講・補講情報などが受信できるようになります。

Gmail アプリへの学生用メールアドレスの設定方法については以下のとおりです。

- 1. スマートフォン (iPhone は App Store、Android は Google Play など) に Gmail アプリをダウンロードします。
- 2. Gmail アプリを開きます。
- 3. メニューをタップします。
- 4. アカウントのアドレスをタップします。
- 5. [アカウントの管理]、[アカウントの 追加]の順にタップします。
- 6. 大学から配布されたユーザー名 (xxx@st.nsu.ac.jp) とパスワードを入力 します。

【E mail 登録】

Email 登録について、大学からの情報(緊急・災害時、奨学金、就職関連等)の周知

を図るため、従来通り大学から学生の携帯電話にメールします。個々の携帯メールアドレスを登録してください。今後は Gmail と併用していきます。またアドレスを変更した場合は、必ず再登録を行ってください。なおパソコン(大学)からのメールを拒否設定しないよう注意してください。登録方法は、携帯電話から

http://www.nsu.ac.jp/mynsu/hpadd.html を直接 入力するか、以下の QR コードからアクセ

スして入力してください。 「件名」に学籍番号(半角)、 「本文」に氏名を入力して 送信するだけで登録は完了 です。



【LINE 登録】

学生課では、学生生活相談等簡易な連絡 方法として、LINE を利用しています。希望 者は、友達申請してください。LINE ID は、 「nsugakusei」です。

問い合わせ・呼び出し

「今日の△△先生の講義は休講ですか?

「友達の○○君を呼び出してほしいんですが……」

こんな電話がかかってくることがありま

す。電話による問い合わせ、呼び出し、伝言、 電話の取り次ぎは緊急の場合以外は一切行 いません。

なお、緊急の場合には、まずその旨を伝えて下さい。

遺失物

学内での遺失物は、学生課に集められ保管されています。貴重品(サイフ、キャッシュカード、携帯電話等)については、窓口に申し出て下さい。貴重品以外は、陳列ケースの中に保管してありますので自由に見ることが出来ます。遺失に気がついたらすぐ引き取りに来て下さい。

なお、自分の持ち物には名前を書きま しょう。

注意

学内の遺失物で、持ち主が分かる場合、 学生の携帯電話に電話をかけて連絡して います。しかし、番号を変えても変更を学 生課に届け出ていない学生もいます。

携帯電話の番号やメールアドレスを変 更した場合は速やかに学生課に届け出ま しょう!

証明書の発行と届け出・願い出

各種証明書の発行と届出や願い出は下表のとおりです。

証明書の申し込み方法【取り扱い時間9:00~18:00(長期休暇期間は17:30)】

学生ロビーに備え付けて ある申し込み用紙に必要事 項を記入。



証紙の自動販売機で必要 手数料分の証紙を購入し、 申し込み用紙に貼付。



各窓口に申し込む。

証明書	事 例	発行窓口	証明書発行手数料 その他の注意事項	発行日
在学証明書	各種資格試験受験の際、請 求があった。	教務		当日発行(15 時まで
成績証明書	就職活動等で成績証明書が 必要になった。	課	200 円 (ただし、英文証明書は 400 円)	の申し込み は 16 時以 降発行)
卒業証明書	卒業後、本学を卒業したこ とを証明する必要ができた。		(尼尼巴、天久血切自は 400 円)	*
卒業見込証明書	就職活動等で卒業見込証明 書が必要になった。			
健康診断証明書	就職活動等で健康診断書が 必要になった。	医務室	200 円(発行できない場合や、発行に時間が かかる場合があります。健康診断証明書の発行 の項 (P48) を確認して下さい。)	場合はその降の申し込
学校学生生徒 旅客運賃割引証 (学割)	就職活動やゼミの研究調査で遠くに出かける。 部で遠征試合に出かける。 帰省する際に学割を使いたい。	生	無料 (片道 100km を超える区間の 場合に有効。詳細は学生割引証の項を 参照のこと)※1 回 4 枚まで	急ぎの場合はその旨を伝えてください。15時以降の申し込みは原則翌日となりますが
通学定期乗車券 購入用証明書	JRの通学定期乗車券を購入するにあたり証明書が必要になった。		無料 写真 (縦 4cm×横 3cm)を 1 枚 持参のうえ、直接学生課窓口に申し込 んで下さい。	ださい。
学生証再交付	学生証を無くしてしまった!		500 円 写真 (縦 3cm×横 2.4cm) を 1 枚添付のうえ直接学生課窓口に申 し込んで下さい。	が、
仮学生証	定期試験を受けるには学生 証が必要なのにアパートに 忘れてしまった!		300円 当日の試験にのみ有効。	即時発行
駐車許可証	自動車・バイクで通学する ので大学構内への入構、駐 車を許可してほしい。		自動車登録:200円(車両通学専用記 バイク登録:100円(バイク通学専用記 バス登録:15,000円(バス登録専用記	正紙)
バス登録証 (シール)	駅-大学間の路線バスを利 用したい。		※4 月中に申請に関する掲示を行うのですること。(通学の項を参照のこと)	
推薦書	就職活動等で推薦状を提出 することになった。	職	200 円	翌日発行
履歴書	就職活動用の履歴書が欲しい	課	200円(履歴書専用証紙)	即時発行

証明書	事	例	発行 窓口	証明書発行手数料 その他の注意事項	発行日
ID・パスワード 再発行	学内ネットワー るための ID・/ 紛失、忘失した	パスワードを	図書館	500円	翌日発行
学納金納入 証明書	保護者の諸手続 なった。	売きで必要に	総務課	200 円	翌日発行

届出・願い出

届出・願い	出		
届出・願い出	事例	提出先	注意事項
追試験願	病気や公共交通機関の遅延 等で定期試験を受験できなかった。	- 1 1	当該科目は試験施行日より 2 日以内に追試験願に、証明書をつけて願い出ること。 追試験手数料 1 科目 1,000 円 ※但し公共交通機関の運休・遅延、災害等の場合免除することがある。
再試験願	成績の評価が D (不合格)であったため、再試験を受験したい。 ※再試験対象者は当該学期末に卒業見込である4年生のみとする。		再試験は、当該学期評価科目のうち6単位以内で、卒業判定に直接影響する科目のみ実施する。再試験対象評価は、「D」評価のうち、教授会が決定する一定の評価基準を超えた科目とし、再試験合格科目の評価は「C」評価とする。再試験受験料は、単位数を問わず1科目につき2,500円。
休学願	病気などで引続き3か月以上修学できなくなった。		保護者、ゼミ担当教員や事務職員 CLA とよく相談のうえ手続きを進める。 但し病気の場合、必ず医師の診断書を添付のこと。学納金未納者の休学願は受理しない。
退学願	進路を変更するために大学 を退学したい。	2	保護者、ゼミ担当教員や事務職員 CLA とよく相談のうえ手続きを進める。 学納金未納者の退学願は受理しない。
備品借用願	ビデオ等を借りたい。	学	破損等が生じた場合は自己負担となります。
住所·通学届	帰省先住所や現住所、又は 携帯電話番号が変更になった 自動車・バイクで通学したい	生	保護者や勤務先に変更があった場合も学生課 へ届け出ること。
掲示届	学内に掲示をしたい。	課	掲示物を学生課に持参すること。また、掲示物の大きさは新聞紙1頁大を限度とします。 大学各課掲示板に掲示物を貼ることは認められません。
施設使用届	部・サークルのミーティン グで教室を使用したい。		使用日の 1 週間前までに提出し、使用日について重複を避けるため学生課で確認すること。
留学届	私費で海外に留学する。	国際センター	留学先の資料を添付して提出すること。 なお、 帰国した場合、速やかに国際センター事務室に 帰国の報告をすること。

意見箱

大学に対する意見や要望、質問等があれば 1 階口ビー記載台に用紙がありますので、記入 し備え付けの意見箱に入れて下さい。投書に対しては毎月担当部署が回答します。

ガイダンスについて

大学における学習活動は、高校までの学習指導要領に沿ったものとは異なり、自分自身の興味・目的にそって各自で履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得していくことができます。もちろん生活面においても同じです。

一方、自由度が高くなるということは、 自己責任も大きくなるということです。皆 さんが有意義なキャンパスライフを過ごす ために必要な情報は自ら取捨選択し収集し なければなりません。そのための指針を与えてくれるのがガイダンス(説明会)です。ガイダンスは下記に記載したものの他にも時期や目的に応じ多数用意されています。「自分のことは自分でする」ことを基本とし、必ず出席することが大切です。

ガイダンス開催については、掲示板等でお知らせします。登校時、掲示板を確認することを習慣づけて下さい。

<主なガイダンス>

①学生ガイダンス -

このガイダンスでは、学費軽減や奨学金の申請に関することや、バス登録・駐車場登録に関することなど、充実したキャンパスライフを送るうえで必要となる、多種多様な情報を提供します。提出しなければならない書類もありますので、必ず全員が出席して下さい。

②教務履修ガイダンス -

学習活動を行う上で一番重要なガイダンスです。このガイダンスには、履修登録の注意事項や「履修届カード」の記入方法の説明はもとより、当該学期の履修者数制限や履修条件が必要となる特定科目の情報、進級や卒業に必要な科目の条件等の説明を行います。

③教職・学芸員ガイダンス -

教職課程や学芸員課程の履修を希望する学生は必ず参加してください。ガイダンスに参加しないと課程登録申請ができません。

④専門ゼミガイダンス -

3年次からのゼミを決めるガイダンスです。教員による各分野別のゼミの内容説明・紹介を行いますので、ゼミ選択の有効な要素となります。また、ゼミ登録申請の詳細についての説明も行われます。日程は学事日程で確認して下さい。

⑤外国文化経済視察研修・日本文化経済視察研修ガイダンス ―

この研修は、不定期科目(開講曜日・時限が不確定)の授業であり、ガイダンスも授業の一部ですので履修希望者は必ず参加しなければいけません。特に海外研修関係は、渡航手続もガイダンスで行いますので、ガイダンスを欠席すると研修に参加できなくなる可能性もあります。

⑥就職ガイダンス -

現在の就職環境や就職活動の進め方、準備すべき事柄について説明します。入学時からスタートし、3年生秋学期の活動開始時期までに、在学年次に応じた様々な情報・知識を積み上げ式に身につけ、万全の準備が整うよう、全ての就職イベントが連動した一つのガイダンスとして構成されています。欠席することの無いよう注意してください。また就職課では、その他に筆記試験対策講座や公務員講座、各種セミナーも用意していますので積極的に参加してください。



授業について

※「履修の手引き」 1頁~2頁と、あわせて読んでください。

1. 授業期間·科目

大学の1年間は、4月1日から翌年3月31日までとなります。春学期は4月から7月下旬までの間に授業が行われます。秋学期は9月下旬から1月下旬までの間に授業が行われます。

授業科目は、春学期に開講する科目と、 秋学期に開講する科目があります。

また、授業は週 1 回行いますが、隔週で行う科目や、不定期で行う科目もありますから注意してください。

2. 授業時間

授業時間は、毎週月曜日から金曜日までの5日間、6時限体制で行われます。1時限(1コマ)は90分で行われ、学期毎に1科目15コマの授業時間が設定されています。

3. 単位制

それぞれの科目には、授業時間数と自習時間数によって一定の「単位」が定められています。そして、科目の履修登録を行い試験に合格することによって単位を修得することができます。 単位制度とは、これらの修得した単位を積み重ね「卒業に必要な科目及び単位数」を満たすことによって卒業できる制度をいいます。

大学 4 年次は就職活動等に費やされることになりますので、ゆとりを持った大学生活を送るためには 1 年次で 35 \sim 40 単位、2 年次終了までに 70 \sim 80 単位、3 年次終了までに 105 \sim 120 単位程度を目安に履修計画を立てて下さい。

4. 休講·補講

休講とは、何らかの理由により授業が行われないことです。休講した場合は別の時間に補講を行うことがあります。補講とは、授業が休講になった場合や、授業内容が予定通りに進まなかったときに、担当教員の判断で、平常授業以外の時間帯や「補講期間」に行われる授業です。

休講・補講の情報は休講・補講掲示板に、 掲示するとともに、本学携帯用サイトでお 知らせします。また、大学から付与された メールアドレスをスマートフォンに登録す

ることにより、休講・補 講情報をメールで受信す ることができます。登録 方法は、7ページの 【Gmail 登録】を参照し てください。



5. 欠席

出席日数は授業科目の単位認定において 重要な要素になります。1つの科目につい て一定の日数を超えて欠席した場合、その 科目の定期試験受験欠格者となり定期試験 を受けることができなくなります。

科目毎の受験欠格者となる欠席数の目安は以下のとおりです。

科目の種類	受験欠格者の要件
講義科目	授業コマ数全体の
演習科目	1 / 3 以上の欠席
実習科目	授業コマ数全体の
天白科日	1 / 5 以上の欠席

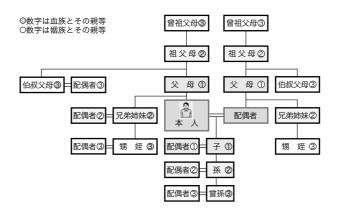
6. 公欠

授業欠席の理由が、本学の認めた理由に該当する場合、所定の手続をすることにより、一つの授業につき、その授業回数の1/3を上限に公欠が認められる場合があります。公欠が認められた期間の欠席については、欠席数に算入されません。ただし出席になると言うことではありませんので、公欠期間の補習等については各科目の担当教員の指示に従って下さい。

【公欠扱いになりうる欠席理由と手続内容】

欠席理由	添付書類	提出期間
忌引 (注 1)	会葬の案内状、礼状 (困難な場合は保護者などによる理由書)	事後 1 週間以内
学校保健安全法に定められた感染症 (第1種、第2種、第3種) (注2)	医師の診断書 (大学所定の用紙を利用する場合はホーム ページからダウンロードして下さい。)	事後 1 週間以内
災害、公共交通機関のストライキや事故 による通学不能(大学の休講措置の範囲外で)	遅延証明書 等	事後 1 週間以内
教育実習、介護体験実習、博物館実習 (学外実習)等	なし	なし
スポーツ・文化活動による多府県大会以 上に相当する公式大会出場や連盟などか ら推薦のあった強化合宿参加	本学所定の遠征届・大会要項等	大会 2 週間前
大学の推薦依頼による行事参加等	なし (推薦・依頼文等)	なし
裁判員制度による裁判員に選任され行う 用務	用務内容が記載された書類	事後1週間以内
特に本学が必要と認めた場合	本学が指示する書類	事後 1 週間

- (注 1): 忌引の公欠期間は以下のとおりとする。ただし、下記の日数に対して、前後2日間ずつを限度に旅行を伴う往復に要する日数を計算し認める場合があります。
- 1 親等(父母、配偶者、子など)・・・・・・・・連続7日間(土日祝祭日含む)
- 2 親等(祖父母、兄弟姉妹、孫など)・・・・・・連続 5 日間(土日祝祭日含む)
- 3 親等(曾祖父母、曾孫、伯叔父母、甥姪等など)・・・・1 日間



(注 2):公欠期間は、以下の学校保健安全法に定められた感染症の出席停止期間に準ずる。

	対象疾病		出席停止の期間	
第一種	ペクマ急重	ポラ出血熱、痘そう、 スト、ラッサ熱、 リミア・コンゴ出血熱、 ールブルグ病、南米出血熱、 生灰白髄炎、ジフテリア、 症急性呼吸器症候群 (SARS)、 インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	
	イン	ソフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで	
	麻	·	解熱後3日を経過するまで	
第	流征	〒性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
種	風疹		発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで	
	四頭結膜熱		主要症状が消退した後二日を経過するまで	
	結核		症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと 認めるまで	
	細菌性赤痢、パラチフス、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、コレラ、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと 認めるまで	
		感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状の回復後、全身状態が良ければ登校可能	
第三種	そ	溶連菌感染症	適切な抗菌剤療法開始後 24 時間を経て、全身状態が 良ければ登校可能	
種	の他の	ウイルス性肝炎	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能、 B・C型肝炎の無症状病原体保有者は登校可能	
	· 享足□病 症		全身状態が安定していれば登校可能	
	伝染性紅斑		発疹期に感染力はないので、全身状態が良ければ登校可能	
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能	
		ヘルパンギーナ	近れる 以合し、エヌがぶん 区ければを立て可能	

試験について

1. 試験

試験は学習成果を問う方法であり、重要な 履修上の活動のひとつです。厳正な態度で受 験してください。

2. 受験資格

定期試験及び特別試験を受験するには、次の 事項を満たさなければなりません。

- (1) 履修登録が行われている授業科目であること。
- (2) 出席時間数が、原則としてその全授業時間数の2/3以上であること。
- (3) 担当教員の指定する条件を満たしていること。

<通常校時>

時 限	時	間
1	9:15 ~	10:45
2	10:55 ~	12:25
昼	休 み(50ヶ	})
3	13:15 ~	14:45
4	14:55 ~	16:25
5	16:30 ~	18:00
6	18:20 ~	19:50

① 定期試験受験上の注意

- a. 受験時は必ず学生証を机の上に提示して下さい。提示しない者の受験は認めません。
- b. 試験開始から 30 分以上の遅刻、または 30 分以内の退場は原則として認めません。
- c. 答案用紙の受験番号と氏名の記入を忘れないで下さい。記入の無いものは無効となります。
- d. 試験場においては監督者の指示に従って下さい。

3. 試験の種類

試験には定期試験(春学期末試験、秋学期末 試験)、特別試験(追試験、再試験)等があ ります。

定期試験

定期試験は、年2回学期末に実施するものです。定期試験を実施するかどうかは担当教員の判断によります。定期試験を実施する場合は、実施する期間を行事予定表に掲載します。

定期試験の時間割は、各学期とも試験開始 の2週間前には教務課掲示板やHP、携帯 サイト等で発表します。定期試験は原則とし て、出席日数が不足するものは定期試験受験 欠格者となり受験できません。

<試験校時>

時 限	時	間
1	9:30 ~	10:30
2	10:50 ~	11:50
昼	休み(40分	')
3	12:30 ~	13:30
4	13:50 ~	14:50
5	15:10 ~	16:10
6	16:30 ~	17:30

- e. 座席を指定する科目もあるので、掲示 にてその有無を確認して下さい。座席 表は当該科目の試験室入口に掲示され ます。
- f. 座席指定の科目について、原則途中退場は認めません。

② 不正行為に対する処分と措置

試験において不正行為(カンニング)を行った者に対しては、学則及び「不正行為の措置に関する内規」により、以下の厳しい処分と措置が科せられます。それまでの習得単位数にもよりますが、4年間での卒業は非常にむずかしくなります。

不正行為でそれまでの努力を棒に振るのは 試験科目は無効となり、不正行為後の 愚かなことです。学生の本分に立ちかえり、 実力で試験に取り組んで下さい。

<不正行為の措置>

- a. 停学90日以上の懲戒処分が科せられます。
- b. 定期試験期間中に受験した全ての筆記

受験は停止され、評価は「H(評価対象 外) | となります。

c. 学費軽減対象学生が不正行為を行った 場合は、原則として学費軽減が取り消 しとなります。

特別試験

特別試験は定期試験同様、大学として試験日時、場所、試験方法等を公示し、限られた対 象者に実施する試験です。本学では追試験と再試験がこれにあたります。

① 追試験

やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった学生は所定の手続を行った場 合、その理由が認められると追試験を受験することができます。

<追試験に該当する理由>

理由	条件	提出証明書類	受験料
病気・怪我	医師が受験に耐えられない疾病・怪我又は出席停止となる疾病と判断したもの	医師の診断書	
就職試験	採用試験であること 説明会は認めない	受験を証明する書類	1科目につき1000円
문의	 二親等以内の親族の 死亡	死亡を証明する書類 又は会葬礼状 (死亡 日明記のもの)	 但し、忌引、公共交 通機関の運休・遅延、 災害等本人の責任に
公共交通機関の運休・ 遅延	代替交通機関のない 通学区間における交 通機関の運休・遅滞 によるもの又は公共 交通機関が30分以 上延着した場合	運休又は遅延証明書	見ることができない理由については、 教務委員会の判断により受験料を免除することがある
災害	台風、水害、地震等	なし (教務委員会で その都度判断)	
教職課程・学芸員課程の実習 又はその他関連行事参加	課程登録者	実習以外は、本学が 指示する書類	
その他のやむを得ない	理由	理由書	

追試験を受験するためには、追試験願に上記証明書を添付し、教務課窓口に申し込んで下 さい。追試験の該当者と認められた場合は、受験料として1科目1,000円を徴収します(但し 忌引き、公共交通機関の運休・遅延、災害等本人の責任に帰することができない理由につい ては、教務委員会の判断により受験料を免除することがあります)。

追試験の申込は、当該科目の定期試験実施日の翌日から2日以内に提出しなければなりま せん(土・日・祝祭日を除く)。期限を過ぎての申し込みは受け付けませんので注意してくだ さい。やむを得ない理由で申し込み期限に提出できない可能性がある場合は、教務課に事前 に相談してください。

「やむを得ない理由」を拡大解釈しすぎるきらいがありますが、試験に際しては万難を排し、 最高の状態で受験できるよう心がけてください。

② 再試験

定期試験を受験して不合格になった者についての再試験は、原則として行いません。ただし、 当該学期卒業見込者である 4 年生に限り再試験により卒業が可能となる者について、教授会 で審議の上、再試験を認める場合があります。

③ その他

科目によっては、レポートや論文の提出をもって筆記試験に代える場合もあります。また、これらを定期試験以外に不定期に課すこともあります。いずれの場合も授業中教室における教員からの指示、または掲示によりテーマ・書式・提出先・提出期限等の諸条件が公表されます。指示された条件は厳守してください。

また試験期間中に大雪や台風等の警戒態勢が予想される場合、大学のホームページにて「試験中止等に関する情報」をアップし、みなさんにお知らせしています。当日の午前 7:30 には情報を見ることができますのでご利用ください。

成績について

1. 成績の評価

成績の評価は各科目の担当教員により、受 6 段階評価を採用していますが、入学年 講者個々の試験・レポート・授業における学 度に関わらず 60 点以上が合格として単 力実績等を大学水準に照らし厳正に認定され ます。

評価基準は、平成27年度以前の入学者 は5段階評価、平成28年度以降の入学者は

位が認定されます。詳細は下表のとおり です。

<評価基準>

点 数 判定 評価		数	
T1 Æ	計順	平成 28 年度以降	平成 27 年度以前
	S	100 点~ 90 点	100 点~ 90 点
 合格	Α	89 点~ 80 点	89 点~ 80 点
	В	79 点~ 70 点	79 点~ 70 点
	С	69 点~ 60 点	69 点~ 60 点
7.A.#	D	59 点~ 40 点	59 点以下
不合格 	Е	39 点以下	_

※単 位 認 定:T 他大学との単位互換や資格取得による単位認定科目。

評価対象外:H 出席不良、試験未受験、レポート未提出等で評価の対象とならないもの。

2. 成績表の交付

成績発表は、成績表の交付によって行われ ます。成績の交付時期は概ね春学期開講科目 は9月下旬、秋学期開講科目は2月下旬となっ ています。夏期集中科目や通年科目の成績は 原則的に秋学期科目の成績交付時に発表され ます。交付期間は当該学期に教務課掲示等で 知らせます。

交付された成績に疑問等がある場合は、成

績交付日に疑義照会がありますので、教務課 窓口に「疑義照会願」を提出して下さい。当 該科目の担当教員が、疑義内容が妥当である かどうかを判断し成績評価が訂正される場合 があります。疑義照会時以外での疑義は一切 認めませんので、必ず決められた成績交付日 に成績確認を行って下さい。

その他 学習支援について

1. 資格取得等奨励制度について

本学では学士課程の学習に加え、各種検定や資格試験の取得に積極的に取組むことにより、皆さんの学習効果の向上を図るとともに卒業後の進路選択のきっかけと出来るものと考えます。また、近年の厳しい就職状況下において、幅広く知識や技能を修得することは、卒業後に社会人として大変役立つことでしょう。

こうしたことから、資格等を取得した学生に対し奨学金を給付し、更に上位の資格取得に挑戦できるよう支援しています。

奨学金は、本学が指定した下表の資格種別に応じ、I種(20,000円)、II種(10,000円)を給付します。給付対象となる検定・資格は募集当該年に取得したものに限ります。

<該当する資格級等>

Ⅰ種		Ⅱ種	
(簿 記)		(簿記)	
日商簿記	2級以上	日商簿記	3級
経済学検定	A以上	経済学検定	В
経営学検定	中級以上	経営学検定	初級
ファイナンシャルプランニング技能検定	2級以上	ファイナンシャルプランニング技能検定	3級
宅地建物取引士資格			
リテールマーケティング (販売士) 検定	1級	リテールマーケティング (販売士) 検定	2級
総合旅行業務取扱管理者資格		国内旅行業務取扱管理者資格	
(英 語) TOEIC TOEFL 英 検	700点以上 80点以上 準1級以上	(英 語) TOEIC TOEFL 英 検	5 5 0 点以上 6 0 点以上 2 級
(中国語) 中国語検定試験	2級以上	(中国語) 中国語検定試験	3級
(韓国語) ハングル能力検定試験	準2級以上	(韓国語) ハングル能力検定試験	3級
日本漢字能力検定	1級	日本漢字能力検定	準1級
税理士試験 会計2科目と税法9科目 のうち、いずれか1科目			
(情報処理) 基本情報技術者試験 応用情報技術者試験 プロジェクトマネージャ試験 システム監査技術者試験			
		(マイクロソフトオフィススペシャリス Word エキスパート Excel エキスパート	()
上記以外に極めて高度の資格又は難度の高いものと認め	られる検定又は資格	上記以外に一般に社会的評価の得られるものと認められる	る検定又は資格

備き

- 1 英語、中国語、韓国語、簿記関係の分野で、同一分野において2種目以上に合格した場合は1種目に、1種、 ||種に合格した場合は|種に奨学金を授与します。
- 2 合格した試験が分野を異にしている場合、及び情報処理技術者試験分野内で試験目的内容が異なる2種目以上の試験に合格した場合には、奨学金をそれぞれに給付します。
- 3 語学系の資格は、母語としない者に限ります。
- ※給付対象となる検定・資格は、当該年(1月~12月)に取得したものに限ります。 ※この基準は、見直しを行うことがあります。
- (注) 上表に記載されていない資格も、対象となる場合がありますので、遠慮なく就職課窓口へ申し出て下さい。

学籍異動について

1. 休学 -

病気やその他の理由で、引続き 3 カ月以上修学することができないときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得たうえで、休学することができます。ただし、休学期間は、通算して 4 年を越えることはできません。

- (1) 休学の理由が病気の場合は、休学願 を提出する際に、必ず医師の診断書 を添付しなければなりません。
- (2) 休学期間は学期(1学期) または1年 (2学期) とされていますから、休学 期間の終了日は春学期末の9月30日ま たは秋学期末の3月31日となります。
- (3) 休学理由が消滅しないため、さらに 休学を必要とするときは、3月31日ま たは9月30日までに改めて休学願を提 出しなければなりません。この場合 は、休学願に記載する休学期間の初 日を、4月1日または10月1日と記入

して下さい。

- (4) 学期の初めから休学することが予め 分かっているときも(3)と同じ期間 に手続きをして下さい。
- (5) 学納金未納者については、休学の理由が備わっていても、休学願は受理されません。休学期間中の学納金(授業料、施設設備資金、教育充実費)は、下表のように扱われます。

また、休学が許可された場合は、 休学在籍料として1学期20,000円の納 付が必要となります。学納金の詳細 については学則第8章を参照して下さ い。

休学開始日	休学終了日	休学期間中の学納金	手続き期間	
9月30日 600		免除	3月31日まで	
4月1日	翌年の3月31日	ועקט (3/13/ 179/	
w=\\\\	9月30日	免除なし	4月21日~6月30日	
※春学期途中	翌年の3月31日	春学期は免除なし、秋学期は免除	4月21日~8月31日	
10 0 1 0	翌年の3月31日	免除	0 H 20 U = 7	
10月1日	翌年の 9 月 30 日	1 5CPA	9月30日まで	
いたない	翌年の3月31日	免除なし	10月21日~12月31日	
※秋学期途中	翌年の9月30日	秋学期は免除なし、春学期は免除	10月21日~2月末日	

※休学期間中に納期が到来する学納金(授業料、施設設備資金、教育充実費)は免除されます。 学期の途中から休学する場合、その学期の学納金(授業料、施設設備資金、教育充実費)が 完納されていなければなりません。この場合当該学期の休学在籍料の納付は不要です。また、 その学期に履修中の科目を単位修得することはできません。

2. 復学

休学の事情が止んで復学を希望するとき は、保証人連署の復学願を提出し、学長の許 可を得たうえで、復学することができます。

- (1) 休学が病気による場合は、復学願を提出する際に、必ず医師の診断書を添付しなければなりません。
- (2) 復学は、春学期の始め 4 月 1 日から、または秋学期の始め 10 月 1 日からとなります。
- (3) 春学期の始め 4月1日から復学しよう

- とする者は 2 月末日までに、秋学期の 始め 10 月 1 日から復学しようとする 者は 8 月 31 日までに復学願を提出し なければなりません。
- (4) 復学した者の授業料は、同じ入学年度の学生と同じです。
- (5) 復学した者の復学時の年次は、原則休 学時の年次となります。
- (6) 復学を許可された者は、復学後すみやかに教務課に出向き、修学上の指導を受けて下さい。

3. 退学 —

退学しようとする者は、保証人連署の退 学願を提出して、学長の許可を得なければ なりません。

- (1) 退学は重大な事柄ですから、自分だけ で勝手に判断せず、保証人や家族の者、 担任(ゼミ担当教員や事務職員 CLA) と十分に相談して下さい。
- (2) 退学願には、退学の理由を詳しく記載 して下さい。
- (3) 学納金未納者については、退学願は受理されません。
- (4) 退学願が受理されて、退学が許可され た場合、その者の退学日は、許可のあっ た日(日付)となります。
- (5) 4月1日から9月30日までの間に退 学願を提出する者が、春学期学納金未 納の場合は、退学願は受理されません。

- (6) 10月1日から3月31日までの間に退 学願を提出する者が、秋学期学納金未 納の場合は、退学願は受理されません。
- (7) 4月1日から9月30日までの間に退 学願を受理された者が、既に一年分の 学納金を一括納入している場合でも、 秋学期学納金についての返還はありま せん。
- (8) 退学願を受理する時点において、学納 金関係に問題のなかった者は、退学許 可の日(日付)が遅れても、学納金関 係に影響することはありません。
- (9) 退学を許可された者は、ただちに学生 証を学生課に返納しなければなりません。退学許可の日(日付)から2週間 以内に学生証の返納がない場合は、退 学許可が取消されることもありますの で注意して下さい。

4. 除籍 -

休学期間が満了してなお復学の見込のない者、学納金の納入を怠り督促を受けてもなお納入しない者、在学年数が8年を越えた者、死亡したり長期にわたり行方不明になった者は、除籍の扱いを受けることになります。

(1) 休学した者が、休学期間が終わるにもかかわらず、休学継続の措置も復学の措置もとらないでいると、除籍の対象

となりますから注意して下さい。

(2) 特に注意してほしいのは、期日までに納入すべき学納金の滞納です。また、退学しようとしても、学納金未納のままでは退学も認められませんので、結局、除籍を覚悟しなくてはならなくなります。学納金を滞納しないよう心掛けて下さい。

5. 進級不可

2 年次から 3 年次に進級するために最低 限必要な単位修得数を定めています。これ を「進級要件」といい、この条件を満たさ ない場合は進級することができず進級不可 者となり、4 年間での卒業が不可能となり ます。決して厳しい条件ではありませんので注意して下さい。

進級要件の詳細は履修の手引きの「進級 要件・卒業要件について」で確認して下さい。

6. 留年

学士号を取得して卒業するために 4 年間の在学期間で修得すべき単位数を定めています。これを「卒業要件」といい、この条件を満たさない場合は留年者として最低で半年卒業の時期が遅れます。「卒業要件」は入学年度や学科により条件が異なります

ので、入学時には所属学科の卒業要件を必ず把握し計画的な学習計画を立てることが 重要です。

卒業要件の詳細は履修の手引きの「進級 要件・卒業要件について」で確認して下さい。

7. 卒業延期 —

「卒業要件」を満たし卒業予定の学生が、就職活動や国家試験受験等の正当な理由により引き続き本学に在籍することを希望する場合、学部教授会の審議を経て延長が認められる場合があります。延長期間は最長で1年間ですが、基本的に半期毎の申請となります。卒業延期期間の学納金は下記の

とおりです。卒業延期を希望する学生は「卒 業延期願」による申請が必要となります。 卒業延期に関する詳細は教務課に問い合せ て下さい。

ただし、留学生は在留資格の関係でこの 制度は適用されません。

<卒業延期の場合の学納金>

学納金等の種類	金額	備考
在 籍 料	50,000 円(100,000 円)	一学期額(年額)
授業料	21,000 円 × 履修登録単位数	

8. 再入学 -

退学処分を受けて退学した者を除き、正 当な理由で、学長の許可を得て退学した者が、 退学後 2 年以内に再入学を希望する場合は、 所定の選考を経て、再入学が許可されるこ とがあります。除籍になった者が、除籍後 2 年以内に再入学を希望する場合にも、再入学の道は開かれていますが、再入学の条件は特に厳しいものと考えておいて下さい。

再入学のための出願方法その他について は、教務課に問い合わせて下さい。

9. 転学科 -

本学に在籍する学生で、やむを得ないと判断される理由により転学科を希望する者は、転学 科試験に合格したうえで転学科を認めることができます。 それぞれの出願資格は以下のとおり です。転学科試験等の詳細については教務課に問い合せて下さい。

転学科試験出願資格

<2年次転学科の場合>

本学に 1 年以上在籍し、18 単位以上を修得した者及び修得見込みの者。

<3年次転学科の場合>

本学に 2 年以上在籍し、36 単位以上を修得した者及び修得見込みの者。



バス诵学

柏崎駅―大学間に3路線のバスが運行されています。この路線バスの乗降は登録済学生証を提示することにより利用料金は無料です。ただし、路線バス利用登録料として年額15,000円が必要です。路線バスの年間利用登録を希望する学生は、学生課で登録手続きを行って下さい。

3 路線とも通学の他、土日の買い物など全てにおいて利用できます。なお、4 月1ヶ月間は登録期間とし、その間は3 路線のバスを無料で利用できますが、5 月以降未登録者は有料(通常料金・柏崎南口から片道290 円)となります。(P.18 参照)

電車通学 -

JRを利用する学生には、『通学定期乗車 券購入証明書』を交付しますので、写真(4 ×3cm)1枚を持参の上、学生課に申し出て 下さい。定期券購入の際は、駅の窓口に定期券購入申込書とこの証明書を提出して下さい。(P.18 参照)

自動車・バイク通学 -

本学では、自動車・バイクでの通学を希望 する学生に対し、春のガイダンス時に「交通 安全講話」を実施し、受講者に対し提出書類 を確認の上『駐車許可証』を交付する許可制 をとっています。**許可されていない学生は、 自動車・バイクによる通学はできません。** 希望者は所定の手続きを行って下さい。

「駐車許可証」発行までの手順

ガイダンス時に「交通安全講話」を受講する



「住所・通学届」の通学種別欄を記入し提出



指定日時・場所にて「駐車許可証」の交付を受け、学生証に許可シールを貼付 (自動車 200 円・二輪・原付 100 円)



「駐車許可証」

自動車:ダッシュボード上に置く バイク:車体に貼付する

次の場合は自動車・二輪の入構を取り消すことがありますので注意して下さい。

- ① 道路交通法に違反した者。
- ② 交通事故をおこした者。
- ③ 学内徐行を怠った者。
- ④ 学生用に定めた駐車場および駐輪場以外に駐車した者。
- ⑤ その他大学生として目に余る運転をした者。
- ⑥ 任意保険に未加入の者。

学生割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)

学割証は、学生の学生生活において、JR線を利用した乗車船区間が片道 101km以上ある場合に、乗車船券が2割引で購入できるものです。

希望者は、学生ロビーに備付けの「学割 発行願」に必要事項を記入し、学生課に提 出して下さい。

但し、1 度の発行は 4 枚までとします。 原則として当日発行ですが、15:00 以降の 申込みは翌日発行になります。申し込みが 殺到する長期休暇前は余裕をもって申し込 んで下さい。 なお、学割証の有効期限は発行日より 3ヶ月となります。

本人以外の申し込み受付、発行は行いません。学割を受け取る際には学生証を必ず 提示して下さい。

また、不正使用(他人への譲渡、貸与等) や期限切れ使用を行った場合は、本学の信 用を著しく損ねると共に、以後、本学に対 して発行停止処分にもなりかねませんので 注意して下さい。

学生団体割引 —

学生団体割引乗車券は、8 名以上のゼミ 旅行・クラブ遠征・試合等で、教職員 1 名 以上に引率される場合に、旅客運賃の 50% 引きとなるものです。

申し込みに際しては、大学の発行印が必要です。駅、旅行センターからの所定用紙をもらい、「遠征・合宿・登山届」と一緒に学生課に提出して下さい。

アルバイト

本学では学業と両立できる安全なアルバイトを紹介しています。皆さんも勉学がおろそかにならないよう、また健康を損なわないよう十分注意して自分に適した職種を選び、就労して下さい。また平成28年1月よりアルバイトの採用にあたってマイナンバーの提示を求められることがあります。各自が用意して下さい。

なお学生アルバイトという観点から本学では次にあげるアルバイトの紹介は行いません。

(1) 危険なアルバイト、及び健康を害する 恐れのあるアルバイト

- (2) 風俗営業に関係したアルバイト
- (3) その他教育的見地から見て好ましくないと考えられるアルバイト

アルバイトの申し込み方法

① 掲示板(2 階 202 教室前)に掲示されている求人票の中から自分の希望条件等に見合ったものを見つけ、学生課備え付けのファイルの中から、求人先の連絡先を確認する。



② 求人先へ各自が直接連絡をとり、アルバイトの条件等をよく確認し、意思表示をはっきりとする。

高等教育の修学支援新制度

本年度から高等教育の修学支援新制度が実施されます。これは日本学生支援機構の給付型奨学金と国の授業料等の減免が一体化した制度で、以下の学力と家計の基準を満たすことが条件となります。

【学業成績に係る要件】 次のいずれかに該当すること

新入牛

- ・高校の全体の評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の 上位 1/2 の範囲に属すること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画 書により確認できること

2 年生以上

- ・GPA (平均成績) の累計値が、在籍学部の上位 1/2 に属すること
- ・修得単位数が 31 単位 × 在学年数以上であり、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

【家計の経済状況に係る要件】 次のいずれかに該当すること

収入基準

【第 | 区分】本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第 II 区分】本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

資産基準 : 学生と生計維持者(2人)の資産額(不動産以外)の合計が2,000万円未満

であること

4 人家族の例:本人(大学生)・父(給与所得者)・母(無収入)・妹(高校生)

区分	第1区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
給与所得世帯収入 295万円未満		395 万円未満	461万円未満	
給与所得以外世帯収入	186 万円未満	256 万円未満	305万円未満	

これは目安です。日本学生支援機構のホームページに掲載の「進学資金シミュレーター」に、 家族構成や年収等を入力することにより対象になるか確認できます。

各区分に採用された場合の学納金免除額や奨学金給付額は以下のとおりです。

学納金免除額(年額)			奨学金給付額 (年額)				
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	通学形態	第1区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
入学金	21 万円	14 万円	7万円	自宅	459,600円	307,200 円	153,600円
授業料	66 万円	44万円	22万円	自宅外	909,600円	607,200円	303,600円

本制度は日本学生支援機構の貸与型奨学金と併用できますが、その他の団体・自治体等の給付型奨学金とは併用できない場合がありますので、注意してください。

奨学金制度

向学心をもちながらも経済的理由により 修学が困難な学生に対して、経済的援助を し、教育の機会均等を図るために奨学金制 度があります。

奨学金により、出願の時期・採用枠・選 考基準が異なりますが、希望者は学生課へ

●日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構は、成績が優秀であるが、 経済的理由により修学が困難な学生に対し、 学費の貸与を行うことにより、国及び社会に 有為な人材の育成と、教育の機会均等に寄与 することを目的とする機関です。

奨学生の選考は、学力・家計・人物・健康の側面から一定の基準に照らして、日本学

日本学生支援機構奨学金の心得

日本学生支援機構の奨学生は、機構の定める奨学規程を守り、奨学生としての資質の維持向上に努めなければなりません。

従って、学業成績が不振だったり、その他、奨学生として適当でないと認められた時には、奨学金の交付を打ち切ることがあります。十分注意をして下さい。

進学届の提出

高校在学中に「大学等奨学生採用候補者」となっていた新入学生は、「採用候補者決定通知」(44ミシン目用紙)を4月中旬までに学生課へ提示し、インターネットにより「進学届」を提出して下さい。期限までに提出のない場合は、予約無効、採用取消となりますので、注意して下さい。

申し出て下さい。なお、募集については、原則掲示で周知します。書類作成・証明書の収集等が厄介ですから、自宅と連絡を密にとり提出締切日は必ず守って下さい。 (平成29年4月より日本学生支援機構奨学金等手続きにおいてマイナンバーの提示を求められることがあります。)

生支援機構の予算の範囲内で採用されます。

日本学生支援機構奨学金には、第一種奨学金 (無利子) 及び第二種奨学金 (有利子) の二種類があります。

詳細は 4 月の「日本学生支援機構奨学金説明会」で説明しますので、奨学金を希望する学生は必ず出席して下さい。

返還について

貸与ですから、卒業または辞退後は、日本学生支援機構の規則に則って、必ず返還 しなければなりません。

返還は、貸与終了より 6 カ月経過後、所 定の期間内に返還しなければなりません。

前に奨学生であった人…

入学する以前の学校で、日本学生支援機構の貸与を受けていた人は、「返還の手引き」綴り込みの「在学届」を大学指定締切日までに学生課に提出して下さい。この届け出により、在学中の奨学金の返還が猶予されます。

●その他奨学金について

その他地方公共団体(都道府県市区町村)、及び民間育英団体による奨学金制度もあります。 本学学生への募集があった場合は、掲示により募集を行いますので、掲示板を注視するよう にして下さい。 また、大学を通さず独自で申し込む奨学金制度もありますので、その場合は 各自問い合わせを行い、申し込んで下さい。そして、採用が決まった場合は学生課へ届け出る ようにして下さい。

教育ローン

各種奨学金の他に、日本政策金融公庫や 各地方銀行で「教育ローン」を取り扱ってい ます。 融資額や保証、返済期間等それぞれ異なりますので、詳細は金融公庫や各地方銀行に問い合わせてください。

日本政策金融公庫「国の教育ローン」概要 (http://www.jfc.go.jp/)

対 象 者	大学に入学、在学する学生の保護者(収入基準あり)		
使 い み ち	入学時の学納金や必要な費用・在学時の学納金や居住交通費等		
融資額	学生1人につき350万円以内		
返済期間	1 5 年以内		
据置期間	在学期間以内で元金据置ができる		
保証	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(1名以上)		
返 却 方 法	毎月元利均等返済・ボーナス月増額返済		

貸付・融資制度

就学への熱意があるにもかかわらず、学 費負担者の失業や死亡などの経済的理由から 学納金も納入が困難になった学生を救済する ために、貸付制度と融資制度を設けています。 それぞれに特徴があり、審査もありますので、 詳しくは学生課窓口で確認してください。

1 新潟産業大学父母の会奨学貸付制度

(1) 対象者: 新潟産業大学父母の会会員子弟 ※日本人のみ

(2) 貸付限度額:学納金年額の限度内 (3) 返済期間:貸付年度内(無利子)

2 新潟産業大学校友会奨学貸付制度 -

(1) 対 象 者:海外短期研修、国際交流事業に参加する在学生並びに学業継続の意志を

持つ在学生

(2) 貸付限度額:45万円を上限とする(3) 貸付回数:原則として在学中1回

(4) 返済期間:5年以内の年賦もしくは月賦償還(在学中は無利子)

3 新潟産業大学短期貸付制度 —

(1) 対 象 者:緊急の援助を必要とする在学生

(2) 貸付限度額:5千円を単位とし、2万円以内(特別な事由の場合は3万円以内)

(3) 貸付回数:特に制限なし

(4) 返済期間:貸し付けた日の翌日から1ヶ月以内(無利子)

学生相談

大学生活を送っているうちに、色々な問題や出来事に直面し、思い悩むことがあると思います。自分一人で考えていないで、思い切って誰かに打ち明けてみることも大切です。アドバイスを受けていく間に、自分が思いつかなかった方法が見つかり、新たな勇気が湧いてくることもあります。色々な意見を参考に、その中で自ら選択をして、解決の糸口を見つけることが必要でしょう。

諸君の直面する諸問題について、適切な

アドバイスをしてくれるのが教員であり大 学事務局です。何か相談ごとがあったら、 気軽にゼミ担当の教員や学生課を訪ねて下 さい。

それぞれの相談に対する事務局窓口は下表を参考にしてください。また、専門家によるカウンセリングを月に3~5回行っていますので、気軽に相談して下さい。勿論、相談内容については秘密厳守といたします。一人で思い悩まずに、とにかく訪ねてみて下さい。

相談の窓口

相 談 の 事 例	担当窓口
▲ 勉強上の悩み 「履修登録や、講義の選択の仕方で分からないことがある。」 「病気で授業(や試験)を欠席してしまった。」 「自分が卒業できるか心配だ。」	教務課
▲ 交通事故 「交通事故を起こしてしまった。」 「交通事故を起こしてしまった。」 「交通事故に遭い現在入院している。」 ▲ 家計の急変 「保護者の家計が急変し、就学が困難になった。」 ▲ 政治活動・宗教活動 「勧誘がしつこく、毎日アパートへ勧誘に来られる。」	学生課
▲ 健康上の悩み 「最近身体の調子が悪いんだけどどうしたんだろう。」 「病院にかかりたいんだけど、市内の病院を知りたい。」 ▲ 病気の知識 「エイズについてもっと知りたいのですが。」	医務室 学生課
▲ こころの悩み 「気持ちが落ち込んでどうしようもない。」 「夜ぐっすり眠れない。」 「友達ができない。」 「勉強に身が入らない。」	医務室 学生課
▲ ボランティア 「ボランティア活動について知りたい。」 「ボランティアに参加したい。」 「地域の小中高と交流を行いたい。」	地域連携 センター 事務室

※ 上記担当窓口のほか、オフィスアワーでも各種相談を受付けています。 時間と担当は教務課掲示板に提示します。

キャンパスライフアドバイザー (CLA) について

1、2 年生は、必修科目「基礎ゼミナール」の教員が担任ですが、このほかに各ゼミに 1 名の CLA が配置されています。CLA は副担任のような立場でみなさんの学生生活をサポートします ので、何でも相談してみてください。

カウンセリングの利用

定期的に、専門家によるカウンセリングを行っています。精神的な面(眠れない、食欲がない、 勉強が手につかない、ひきこもりがちである等) についての相談をする場として、気軽に利 用して下さい。

○日時:毎月(予約制)

○場所:カウンセリング室(医務室)

※ 詳細については、学生課掲示板にてお知らせします。

※ 予約は、医務室又は学生課で受付します。

各種ハラスメント等の相談

大学生の学生生活における、各種ハラスメント、中傷メール、いじめ、ストーカー等のニュースを目にした方もいるでしょう。

本学ではこれらの相談窓口を下表のとおり設置しています。遠慮せずに相談に来てください。また、自分が何気なく言ったり行動したりしたことが、相手を不愉快にし、人権を傷つけてしまうことがあります。お互いに十分注意しましょう。

■ 各種ハラスメント等相談窓口

学生課長

医務室職員

■ ハラスメントの主な内容

名 称	概要	主 な 例		
セクシュアル ハラスメント	他の者を不快にさせる性的性質の言動	・単位等を条件に体に触ったり、性的な関係を迫る。 ・講義中に卑猥な冗談を言う。 ・行き過ぎた個人指導を行う。 ・「胸が大きいね」「美人だね」などと言う。 ・ゼミやコンパの席で女子学生に抱きついたり、お酒を強要したり、身体のサイズを聞いたりする。 ・挨拶しながら肩や背中をたたく。 ・不必要に女子学生の身体をジッと見る。		
アカデミック ハラスメント	研究・教育の場におい て行われる嫌がらせの 言動	・授業を受けさせない。・専攻の変更を迫る。・学生のプライバシーを暴露する。・学位(修士)論文を受理しない。・私的な用事に使う。		
パワー ハラスメント	組織・役職者・上級生 等が地位や職務権限を 使って適正な範囲を超 えて圧力を加える言動	・人格否定の暴言 ・相手を無視したり孤立させたり、相手の信用を傷 つけたりする行為。		
その他		・中傷の SNS ・いじめ ・ストーカー など		

学 友 会

本学には、学生が自由と責任の中で、自 主的かつ創造的に大学全体の活動の高揚を 図り、学生相互の信頼と友情を基に、大学 発展に寄与することを目的とする『学友会』 という組織があり、学生全員が入会するこ とになります。

会費は、入会金 1,500 円、年会費 8,500 円 であり、公認部の活動費、学園祭運営費、 その他、全学生が大学の中でエネルギッ



学園祭の運営

シュに活動する諸行事に使用されます。

一人ひとりが、学生生活を有意義に過ごすためには何をすべきかを考えながら、大学行事に全学生が、積極的に参加するよう心がけて下さい。必ずその中から、友情の輪が広がり、素晴らしい大学時代の思い出ができるはずです。その瞬間瞬間に情熱を注ぎ、新潟産業大学の歴史を自ら刻んでいこうではありませんか。



ボランティア活動にも積極的に参加

校友会(青濤会)

本学には、卒業生たちを正会員とし、大学関係者を準会員とする校友会(青濤会)という組織があります。(青濤とは、日本海の青と波の特色をモチーフにし、若き躍動する群像が未来に向かって志向する姿を表現したものです。)

昭和 25 年 (1950 年) 3 月、本学の前身校にあたる柏崎専門学校の第 1 回生が卒業しました。以来 71 年、会員も 11,038 名を超えました。 新潟産業大学の卒業生はそのうち 6,758 名です。卒業生は本学での学習や学校生活で得た知識や経験を最大限活かし、実社会のさまざまな分野で活躍しています。

校友会の目的は卒業生相互の親睦ととも

に、母校や後輩に対して物心両面から後援 することにあります。校友会活動の一環と して**平成 5 年から開始された学生に対する 部活動助成、海外短期留学貸付金制度**など、 大学、学生諸君に有効に利用されています。

大学での 4 年間はあっという間です。諸 君もやがて卒業し、生涯本学の校友として の人生を歩むことになります。

そして思いがけないところで卒業生に出会い、仕事や人生の諸先輩として指導を受け、同窓のよしみで親しく語り合う日が来ることでしょう。

4 年間の集大成の卒業式で新潟産業大学 校友会の入会式が行われ正会員入会となり ます。

一人暮らし

一人暮らしはとにかく生活が不規則になりがちなもの。親元を離れ、誰からも監視されない気軽さの反面、孤独感に襲われて自分をコントロールできなくなったりもします。また、自炊を行なければならなくなり、面倒故に外食やインスタント食品に頼って栄養のバランスが保てなくなったりもします。

さらに、淋しさを紛らわすために、アパートで友人と騒いだり、友人宅を転々と泊まり歩いたり夜更かしをしたりして生活のリズムが狂い、その結果、学業がおろそかになるということにもなりかねません。

アパート・下宿は、みなさん自身の生活のベースとなる場であることを自覚しておいて下さい。

アパート・下宿の入居に際しては、家主・ 不動産業者と必ず契約書を取り交し、内容に ついては良く把握しておくようにして下さい。もし、契約を途中で変更する場合は、家主・ 不動産業者と十分話し合い、双方の3解の上で変更して下さい。

また、アパート・下宿の隣近所には、一般の人も居住しています。深夜に部屋で友人と大声で話す、ステレオ・テレビのボリュームを上げる、自動車・バイクで騒音を発する、路上駐車をするなど、非常識な行動は慎んで下さい。

一部学生の身勝手な行動のために地域住民に多大な迷惑を及ぼし、それが大学全体の評価につながる結果となります。このことを十分考慮し、生活マナーを守るよう心がけて下さい。

市外・県外から柏崎市に転入してくる場合は、「転入届け」の手続きを市役所で行わなければなりません。

まず、転出する市区町村役場より、「転出証明書」を発行してもらい、アパート・下宿入 居日から 14 日以内に「転出証明書」と印鑑を持参し、柏崎市役所市民課窓口で手続きを行って下さい。

国民年金

20 歳以上のすべての人が国民年金に加入することになっています。しかし、学生は経済的負担を考慮し納付が猶予される「学生納付特例制度」を受けることができます。これにより、在学中に万一の事故や病気

で障害が残ってしまった場合でも、**障害基礎年金**を受けることができます。詳細は市町村役場や社会保険事務所で確認して下さい。

災害時の備え

万一の災害に備え、次のことを覚えてお くとよいでしょう。

- ①災害用伝言ダイヤル「171」を覚えておく。
 - ②緊急避難先を確認しておく。
 - ③防災グッズを用意しておく。

また、災害用伝言ダイヤルの他に家族と連絡を取る方法を予め決めておくことも大切です。できれば連絡先は災害の影響が及ばない遠隔地の親戚などを選んでおくと確実です。

柏崎市では、アパートの各室に防災無線が設置してあり、各種情報を聴取できます。また、緊急避難先は各地区のコミュニティセンターや小中学校など公共施設が指定されています。柏崎市のホームページで自分の住んでいる地区の緊急避難先を確認し、一度足を運んでおくとよいでしょう。

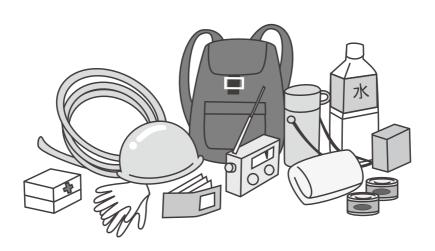
授業等学内にいる時に災害が起こった場合の避難先、避難経路は、P69~P71「構内案内図(兼災害時避難経路図)」のとおりです。教職員の指示に従って避難して下さい。

飲料水	2~3リットル (3日分)
食料	乾パン、アルファ米、ビスケット、チョコ、缶詰、レトルト食品、カップラーメンなど(4~5食分)
燃料	ライター、マッチ、ろうそくなど(カセットコンロがあると尚良い)
日用品等	現金、印鑑、通帳、懐中電灯、缶切り、毛布、手袋、ラジオ、電池、救急品、携帯ウェットティッシュ、カイロ、大きめのごみ袋(防寒着、レインコート代わりにもなる)ラップ(水がない場合、汚れた手や皿に敷いたり、包帯代わり、体に巻いて体の保温もできる)

※携帯電話が充電できる懐中電灯付きラジオ(手回し式)などがホームセンターで購入できます。

防災に関するサイト

- ・総務省消防庁 生活密着情報(https://www.fdma.go.jp/index.html)
- ・柏崎市 災害情報(https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/bosai-bohan/bosai/index.html)



悪徳商法のトラブル 若者を狙う誘惑色々

甘い話には要注意

学生をめぐる契約のトラブルは、年々増加の一途をたどっています。柏崎市内でも、本学学生を狙う詐欺まがいの悪質な商法・

_マルチ・マルチまがい商法 -

商品を購入し、自分もまた商品の買い 手を探し、買い手が増えるごとにマ―ジ ンが入り、自分の系列に加入者を増やし ていくと大きな利益が得られるというも の。

販売業者の成功話と違って売れない商 品を抱え込む等問題が多い。

-資格商法・士(さむらい)商法 -

公的資格を掲げて「講座を受ければ国 家試験免除」と偽る。私的な資格を設け、 「近く国家資格になる」等と偽る。

電話勧誘が多く、あいまいに答えていたら契約したことになっていたこともある。契約取り消しの申し出に応じない業者も多い。

訪問販売がないわけではありません。トラブルの実例には、次のようなものがあります。

- 先物取引商法 -

取引のしくみ等を話して帰った後、「絶好のチャンス」と興奮した口調で電話してくる。その後「もう取引した」と契約を強行する。

いったん契約に応じると取引をやめずに次々にお金を出させ、大損に導く。

- 就職(求人)商法 -

「社員募集」や「アルバイト募集」の 広告を出し、応募した人に商品を売りつ ける。

携帯電話のトラブル

携帯電話の出会い系サイトから、使った覚えのない利用料の請求がメールで届いた(架空請求)。「利用料及び延滞料として 5万円を指定口座に至急お振込み下さい。万一入金が確認できなかった場合、自宅・勤務先等を調査のうえ、回収業者が直接回収に伺います。連絡いただけない場合は、法的手続きをとらせていただきます。」とあった。

「おもしろそう」・「一度だけ」と出会い系サイトにアクセスしたことはあるが、全部無料の範囲だと思ったのに…。内容につ

いて確認しようと思ったが電話番号も住所 も書いてなかった。もし、直接回収に来た ら怖いし、恥ずかしい。しかし、払えない 金額ではなかったので急いで 5 万円を振り 込んだ。

上記のように、使った覚えのない請求をされた場合は、自分で判断せずに P46 の消費生活センターに相談して下さい。また、携帯電話を落とした。無くしたといった場合は、すぐ携帯電話会社に届けてください。悪用される恐れがあります。

クレジットカードでのトラブル

「多重債務」、「カード破産」などクレジットカードでのトラブルはいまさら言うまでもなく、良く耳にすることでしょう。ここでは事例を上げておきますので参考として下さい。クレジットカードの場合に限らず、経済的な面で自己管理ができるよう心がけて下さい。

また、アルバイトを装ったカード作成詐欺の被害が最近拡大しています。名前を貸すことは絶対やめましょう。

無くしたカードを使われて

学生の A 君は旅行先でカードを無くしてしまったが、大丈夫だろうと安易に考え、カード会社にすぐに届け出をしなかった。ところがある日突然 100 万円もの支払請求書が送られてきた。おそらく A 君のカードを拾った何者かが彼のカードで多額の買い物をしたのだ。「すぐ警察とカード会社に連絡をしておけばよかった。クレジットカードには紛失や盗難に備えての保険制度があることも、カードを申し込む際に確認しておくべきだった。」と、A 君は反省している。

買い物の金額を確認しなかったら

学生の C 君は旅行に出かけた際、カードで買い物をした伝票にサインをするだけで買い物ができたと喜んでいたが、カード会社から送られてきた請求書を見てびっくり。買った品物より多い金額が請求されていたからだ。C 君は早速明細書を買った品物と金額をチェックしたところ、そこには全く買った覚えのない品物の分まで紛れ込んでいた。

「買い物をした時、きちんと売上伝票の明細を確認しておけば、こんなことにはならなかったのに。」と悔やむ c 君であった。

ローンカード作成のアルバイトをしたら

友人にいいアルバイトがあると誘われー緒にファミレスに行った。信用情報管理会社の社員と名乗る人から「ローンカードを作成して借入枠を作れば、その枠の1割相当額をバイト料として支払う。2週間後にカードは必ず解約し、個人情報は抹消するから絶対に大丈夫。」と言われ、カードを作成した。後日、消費者金融業者から150万円の返済請求があり、だまされている事に気がついた。

カードを渡した相手は所在不明で連絡がとれない。

政治活動・宗教活動

キャンパスという環境を利用して、「〇〇〇という会に入りませんか」、「〇〇〇〇に興味はありませんか」などと、言葉巧みに話しかけてくる団体や個人がいます。彼らにとって大学内は勧誘のポイントであるに違いありません。

しかし、大学内では政治活動や宗教活動 を行うことを禁止しています。大学が政治 や宗教の実践活動の場でないことを理解 し、そのような活動に参加しないよう、十 分気をつけて下さい。

多くの場合、自らの名称を隠したり、傷名を使ってあなたを誘います。なにかおかしいと感じたら、また、学内でこのような場面を見かけたら教職員に相談して下さい。

トラブル回避の方法

- ①簡単にドアを開けず、名前と目的をはっ きり聞く。
- ②見知らぬ人の親しげな接近には要注意。
- ③「話くらい聞いてもいいかナ」は禁物。
- ④要らない時は、きっぱり断る勇気を持と う。
- ⑤預貯金・電話番号・メールアドレス等自 分のプライバシーを明かさない。
- ⑥その場で契約をせず、人と相談をしたり 書面を見て、じっくり考える時間(ゆとり)を持とう。
- ⑦契約、申し込みをした場合は、必ず内容 を明らかに証明できる書面を受け取り、 領収書等は大切に保管する。

知っておこうクーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、「訪問販売等に関する法律」により、違約金を払わずに書面で通知すれば無条件に解約できる制度を言います。

訪問販売(アポイントメント商法、キャッチセールスを含む)は契約した日から8日間、マルチ商法等は20日間に文書で通知すれば、無条件に解約できます。

なお、クレジット契約の場合は、販売会社のほか信販会社にも通知して下さい。通知は次頁に記載してあるような内容で、必ず内容証明郵便か簡易書留にした葉書で行って下さい。

解約書面の参考例

解約の解除通知

私は、平成○年○月○日貴社のセールスマン○○氏に勧められ、 貴社の商品(□□□)△△個を購入する契約をいたしましたが、この 契約を解除させていただきます。

支払い済みの◇◇◇円を直ちに 返金くださいますようお願いいた します。

令和〇年〇月〇日

柏崎市◇◇町△番△号 産大 太郎

株式会社口口口 〇〇〇〇 殿

但し、次の場合はクーリング・オフ制度は適用 しません。

- ①通信販売で購入した場合。
- ②3.000 円未満の商品を現金購入した場合。
- ③自分からセールスマンを呼んだ場合。
- ④消耗品を一部使用した場合。
- ⑤訪問販売法による指定商品以外の商品(新聞・ 自動車など)を購入した場合。

「もしかしたら、自分はこの手の商法に誘われつつあるのでは……」また、「契約をしてしまったがどうしよう」などと思い悩んでいないで、すぐに学生課に相談して下さい。

その他、この件に関しての相談係もありますので利用して下さい。

柏崎市消費生活センター	柏崎市中央町 5-50 柏崎市役所	0257-23-5355
新潟県消費生活センター	新潟市中央区上所 2–2–2 新潟ユニゾンプラザ	025-285-4196

うまい話には必ず落とし穴があるものです。じっくり考えて行動しよう。



健康管理について

大学生になると、生活リズムが崩れる人が 多いです。生活リズムが崩れると疲れがとれ ず、体調を崩しやすくなってしまいます。充 実した大学生活を送るためには、心身ともに 健康であることがまず第一です。食事は 1 日 3 食しっかり摂り、睡眠も十分な時間を とり、健康の自己管理に努めて下さい。

また、一人暮らしの大学生は、いざという

時のために救急箱を用意しておきましょう。

救急箱の中身 (例)

※風邪薬 ※解熱鎮痛剤 ※下痢止め※胃腸薬 ※絆創膏 ※体温計

※湿布 ※ガーゼやテープ など

偏頭痛持ちの人やお腹が弱い人などで普段飲んでいる薬がある人は、その薬をいつも持ち歩くようにしましょう。

医務室の利用

健康管理の窓口は医務室です。医務室は、応急処置にとどまらず、身体の健康度を測定する場や、健康についての相談をする場として、また、カウンセリングの窓口としても、気軽に利用して下さい。

- ○利用時間:月~金曜日9:00~18:00 (但し、緊急の場合はこの限りではない。)
- 原則として上記時間内は健康管理担当者 が常駐していますが、昼休み等で不在の 場合は、学生課に連絡して下さい。

定期健康診断

定期健康診断は、健康の保持増進・疾病の 予防・保健管理の強化などをねらいとして、 学校保健安全法に基づき全学生を対象に実施 します。

毎年、春に 1 回、期日を指定して実施します。必ず受診して下さい。 やむを得ない事情で受けられない場合は事前に申し出て下さい。

健康診断の結果は一人ひとりに渡しますので、掲示板にて連絡があったら各自、医務室へ取りに来て下さい。また健康診断の結果、必要と認められた学生には、受診の指示や生活指導を行います。指示に従って、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めて下さい。疾病や障害があることで学生生活において不利益を被ることはありません。

健康診断証明書の発行

就職、アルバイト、大学院受験等で診断書が必要な場合は申し出て下さい。(「証明書の発行」の P18 項参照)

次の項目に該当する人は発行できないの で注意して下さい。

- 春の定期健康診断を受診していない場合
- ●定期健康診断を受診していても再検査や 病院受診が必要な結果で医務室からの呼 び出しに応じていない場合
- ◆大学で行う検査項目以外のものが指定されている場合(一度相談して下さい。)

また、今までに大きな病気や手術をした・ 現在何らかの病気で通院・治療しているな どの人は発行に時間がかかる場合がありま す。最低 3 日は余裕を持たせて申し込み、 またその旨を申し出て下さい。

校医紹介

校医:恩田 晃 医師(恩田クリニック院長)

診察日:月~土曜日(日曜、祝日休み)

但し水・木・土曜日の午後休診

診察時間: 9:00~12:30

15:00 ~ 17:30

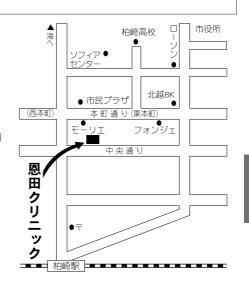
(金曜日は15:30~17:30)

恩田クリニックを受診する場合は、事前

に電話予約をして下さい。

医療法人 恩田クリニック

市内東本町 1-8-54 (20257-21-6788)



病気やケガをしたら

医務室には、休養場所と最低限の医薬品 を備えてあります。頭が痛い、腹が痛い、 気分が悪くなった、またケガをした場合な どは応急処置を行います。必要に応じて病 院への連絡も行います。

また巻末に主な医療機関の一覧(地図)がありますので利用して下さい。"にいがた医療情報ネット"で検索することもできます。

健康保険証について

病気やケガで医療機関を受診する場合、 保険証が必要です。親元を離れて自宅外か ら通学している学生は、必ず健康保険証を 持参して下さい。



夜間、休日の急病の時には・・ 休日でも安心

市内救急指定病院(夜間及び休日)—

柏崎総合医療センター ☎0257-23-2165 (北半田・柏崎インター入口近く)

柏崎中央病院 ☎0257-23-6254 (駅前・柏崎郵便局近く)

新潟病院 20257-22-2126 (赤坂山公園近く)

※ 救急で受診する場合はあらかじめ電話を入れること。

夜間・休日診療

夜間、休日の診療については、下記の場所で受けつけてもらえます。**必ず受診前に電話を入れて下さい。**

※持ち物 ●健康保険証 ●診療費

※持っている人は以下の物も持参して下さい。

● お薬手帳 ● 各種医療費助成受給者証

<柏崎休日・夜間急患センター>

場 所:柏崎総合医療センター内(市内北半田2丁目11-3)☎0257-23-2165

診療科目: 内科・小児科

受付時間:月曜日~金曜日 (休日開設日を除く) 19:00~21:30

日曜日、祝日(8月15日、12月31日~1月3日を含む) 9:00~11:30

<柏崎歯科休日急患診療所>

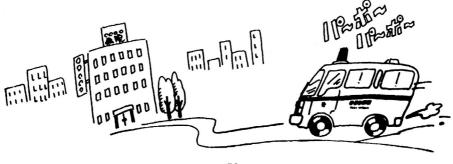
場 所:柏崎市健康管理センター内(柏崎市栄町 18-3) 20257-23-1463

診療科目: 歯科

受付時間: 日曜日、祝日、8月15日 9:00~11:30

1月1日~3日、5月3日~5日 9:00~11:30と13:00~16:00

※柏崎市のホームページには、休日・夜間急患診療の月別の開設日カレンダーが載っています。



学生保険

本学には、学生の万一の事故に備えて以 下の3種類の保険を用意しています。 万一事故にあった場合は必ず医務室または学生課に申し出て下さい。

学生教育研究災害傷害保険 _____

大学の教育研究活動の災害を補償するも のです。

この保険は、正課中及び課外活動中、学校施設内における休憩中、課外活動のための移動中や通学途中などで怪我をした際、その状態や治療日数に応じ、対象になった場合に保険金が支払われます。

学生教育研究賠償責任保険 _

この保険は、正課中、学校行事中、インターンシップやボランティア活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、物を破損したりすることにより損害賠償を被ったときに保険金が支払われます。

上記 2 つの保険料は**大学が一括して全員**分を支払っていますので、本学に在学中の

学生であれば誰でも適応されます。もち ろん、留学生も含まれます。

学研災付帯学生生活総合保険

学生が任意で加入する保険です。

学生教育研究災害保険では対象にならない風邪などの病気やプライベート時の怪我について入院・通院 1 日目から保障します。また、他人への賠償責任の保障、加入タイプによっては下宿や寮の損害賠償金のカバー、盗難事故の損害の保障、万一の場合

の学費費用も保障します。

加入している場合、<u>事故の発生時には保</u> <u>険会社に直接連絡</u>をして下さい。

なお、中途加入可能なので、入学時に加入しなかった学生も入ることができます。 詳しくは医務室又は学生課に聞いて下さい。



薬物乱用の防止

薬物乱用とは、医薬品を医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的のない薬物を不正に使用することをいい、たとえ1回の使用であっても乱用になります。覚醒剤・大麻・MDMA・コカイン・ヘロイン・向精神薬・薬事法に規定する指定薬物等は習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、取扱いが法令により禁止又は制限されています。

近年では "危険ドラッグ" と呼称される 薬物の乱用が大きな社会問題となっています。合法ハーブやお香、アロマなどと称して売られていることが多いですが、実際は 大麻や麻薬などと同様の成分が含まれています。その含有量は商品によって違い、大麻や麻薬などよりも毒性が強いこともあり、

体に及ぼす影響が分からないため大変危険 です。

薬物には繰り返し使用したくなる "依存性" と、使っているうちに同じ量では効かなくなる "耐性" があります。そのような状態になると、自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなり、身体と精神がズタズタに蝕まれていきます。

また、薬物乱用による幻覚や妄想が殺人 や放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあり、乱用者本人のみならず、 周囲の人、さらには社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねません。

甘い言葉や軽い気持ち、誤った情報に左右されることなく、誘惑に負けない強い意志ときっぱり断る勇気を持つ必要があります。

薬物乱用による主な症状、障害

法律 薬物		主な症状、障害
大麻取締法	大麻 (マリファナなど)	心拍数増加、めまい、生殖器官の異常、知覚の変容、 幻覚、妄想、無動機症候群、知的機能低下
覚せい剤取締法	覚せい剤 (シャブ、エス、 スピードなど)	頭痛、発汗、発熱、血圧上昇、不整脈、吐き気、食 欲減退、不眠、多弁、高揚気分、注意散漫、常同行動、 不安気分、幻覚、妄想
麻薬及び 向精神病薬取締法	コカイン ヘロイン 向精神病薬 MDMA など	不整脈、脳出血、てんかん様けいれん発作、呼吸不全、肺浮腫、早産死産、胎児奇形、気分の急激な高揚と落ち込み、幻覚、妄想、精神錯乱、高血圧、肝機能不全、幻聴、睡眠障害
あへん法	あへん けし けしがら	瞳孔収縮、便秘、めまい、脱力感、無気力、不機嫌、 精神運動静止、判断力の低下、眠気、記憶障害、錯乱、 意識混濁、衝動行動
薬事法	危険ドラッグ	嘔吐、幻覚、幻聴、疲労感、倦怠感、錯乱、意識障害、 妄想

感染症について

大学は多くの人が集団生活をする場であるため、感染症が発生すると、その病原体が広がり、大規模な集団感染につながる危険性があります。

不摂生 (寝不足、栄養不良など) な生活

をしていると免疫力が低下し、感染症にかかりやすくなるので気を付けましょう。また、予防接種がある感染症については受けておくことが大切です。

麻しん(はしか)について

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスによっておこる感染症です。 麻しんは非常に感染力の強い病気で、成人が感染すると重症化し、まれに重篤な後遺症が残る、また死亡に至る場合があります。

主な症状:38℃程度の発熱や鼻水、せき、

くしゃみ、目の充血などの風邪症状がでます。2~3日の発熱の後、39℃以上の高熱と発疹といった症状があらわれます。

感染経路:空気感染(飛沫核感染)、飛沫

感染、接触感染などの経路があ

ります。1 人の発病者がいたと すると、12~14人が感染します。

予防方法: すみやかにワクチンを接種する

ことです。今まで麻しんにかかったことがなく、麻しんの予防接種を受けたことのない人は麻しん流行時には予防接種が望まれます。

登校基準:発疹に伴う発熱が解熱した後 3

日を経過するまでは出席停止と

なります。

感染症予防

感染を防ぐ手段は、次の通りです。

- 1. 感染源になる患者を免疫を持たない人から離す(感染源対策)。
- 2. 病原体で感染源となっている物を遠ざけ、 消毒する(感染経路対策)。
- 3. 予防接種や日ごろの健康保持増進対策など(感受性者対策)。

大学への連絡等について

インフルエンザなど、P24 掲載の感染症の診断を受け、医師から出席停止の指示があった場合は、必ず学生課に電話で連絡して下さい。(公欠となります。)

大学より許可があるまで登校しないで下さい。登校許可後、医師の診断書等 (インフルエンザについては薬の説明書のコピーで可)を教務課に提出し公欠手続きをして下さい。

健康に関する情報

健康に関するパンフレットが医務室に配置してあります。自由にお持ちください。又、

パンフレットにしてほしい内容がありましたら要望して下さい。

大学生の飲酒

大学生になると、新入生歓迎会やゼミや サークルのコンパなどでお酒の場に誘われ る機会があると思います。

近年、毎年のように大学生が急性アルコール中毒で病院に運ばれ、死亡者も出ています。そのほとんどがイッキ飲みによるものです。イッキ飲みは血中のアルコール濃度が急激に上昇するので酔いが一気に進み、脳が麻痺し、酷い場合には呼吸が抑制され

死に至ります。イッキ飲みをしなくても、 酔って吐いたものが気道をふさぎ、死亡す る例もあります。

そもそも飲酒は 20 歳以上であることが大前提ですが、自分の適量をわきまえ、イッキ飲みなど危険な飲み方をせず、節度ある飲酒を心がけて下さい。また、人にお酒を無理やり勧めるなどの行為も絶対にやめましょう。

たばこ

本学では、喫煙や受動喫煙による健康被害を防止するため、キャンパス内を全面禁煙としています。取り組みの詳細については、掲示等でお知らせしますので確認してください。言うまでもなく、たばこの煙にはガンや血管の病気、生活習慣病などに大きく影響する有害物質が含まれています。たばこは、吸っている本人にとってはもちろん有害ですが、近年では周囲の人への受動喫煙が問題になっています。受動喫煙で

吸い込む副流煙の方が、喫煙者の吸い込む 主流煙よりも有害物質が数倍も多く含まれ ているからです。国でも受動喫煙の対策と して健康増進法が改定され、全面禁煙化な どの対策をとる店舗や会社が増えてきてい ます。医療機関では禁煙のサポート体制も 充実しています。医務室では、医療機関の 紹介ができますので気軽に相談に来て下さ い。







国際化に目を向けて

外国の文化を学び、語学力を向上させ、異文化コミュニケーションの技術を体得する最も効果的な手段が留学といえるでしょう。新潟産業大学では、一人でも多くの学生が積極的に海外留学を実現できるように、多彩な留学プログラムと支援体制を用意しています。是非、このチャンスを生かし、世界へ大きく羽ばたいてほしいと心から願っています。

興味のある学生は、学生課国際センターまで気軽にお問い合わせ下さい。

海外への第1歩。 先生も一緒だから安心!!

1. 外国文化経済視察研修(約1週間)

正規科目として「外国文化経済視察研修」(2 単位)を実施しています。主な研修地は年度によって行く国は異なりますが、今までの実績ですとアメリカ、イギリス、中国、韓国、台湾等、現地の事情に詳しい専任教員が引率し 1 週間程度の研修に行きます。海外の文化や習慣に直接触れることで、異文化理解を深めることができ、以後の学習において大きな刺激になることでしょう。詳細は、講義概要や教務課にて確認して下さい。

▶中国



▶韓国



▶欧米(アメリカ)







Cafes

2. 短期留学プログラム (3週間~6週間)

留学にチャレンジ してみたい!

春休みや夏休みの期間に、海外協定校等へ 3 週間から 6 週間程度、文化や語学を学ぶ留学プログラムです。本学の協定校では、授業料の減免等を受けることができます。短期間ですが、海外旅行ではない留学体験により、以後の学業の目標や物事の見方などに大きな影響を与えてくれることでしょう。

3. 長期留学プログラム (6ヶ月~1年)

語学をしっかり身につけたい!

6ヶ月から 1 年間の長期留学により、語学力が飛躍的に向上します。また、海外での生活や人との交流は、一生の財産になることでしょう。協定校によっては、授業料が全額もしくは一部免除されます。留学先で履修した単位は、現地の成績表提出により本学のカリキュラムに照らし合わせ、上限 60 単位まで認定することが可能です。必ず留学前に、教務課で確認して下さい。

協定校以外に留学したい場合は、早めにご相談下さい。

【休学せずに留学】

留学期間中も授業料(一部減免される場合あり)は納入し在学のまま留学します。留学期間中も在学期間に含まれるため、4年間での卒業が可能です。

【休学して留学】

留学期間中は授業料に代わり休学在籍料(半期2万円)を納入します。留学期間は在学期間には含まれませんので、4年間で卒業することはできなくなります。

奨学金等

- · 日本学生支援機構「短期留学 奨学金」
 - 3ヶ月~1年間、留学する学生に、月額12万円までの奨学金が貸与(有利子)されます。
- · 新潟産業大学校友会「短期留学貸付金制度」

海外留学する学生に対して、在学期間中は無利子で貸付けます。

(貸付限度額 45 万円、最長返済期間 5 年間、事前審査あり)

...... キャンパス内で国際交流!

本学には、各国からの留学生が在籍しています。友だちになれば、諸外国の言語や文化、日本語や日本文化を相互に教えあい、国際交流をすることができます。是非、お互いに勇気を出して声をかけてみて下さい。また、チューター* や留学生交流会などが開催する各種行事も交流できるチャンスですので、参加して下さい。

* チューターとは、留学生に対する学習・生活支援を目的とし、新入学した留学生が日本で快適な留学生活がおくれるようサポートする学生のことです。毎年12月頃に募集しますので、関心のある学生は国際センター事務室へお問合せ下さい。



観桜会



研修旅行



スポーツ大会



異文化体験

中国短期留学(哈爾濱師範大学·黒龍江大学)

本学は、1990 年に哈爾濱師範大学(中国)と、1993 年に黒龍江大学(中国)との間で、教員・学生の交流及び学術交流を行う協定を締結しました。この協定に基づき、本学学生の中から哈爾濱師範大学へ毎年 4 名、黒龍江大学へ毎年 4 名を選考し、約 6 週間(2 月下旬から 4 月上旬まで)の短期留学プログラムおよび若干名の長期留学者の派遣が可能です。

このプログラムでは、生きた中国語を学ぶのは 勿論、現地学生や諸外国からの留学生と交流する ことができ、また黒龍江省哈爾濱市の美しい自然 を通して、大陸の大らかな空気を肌で感じること ができます。経費については両大学とも授業料が 免除されます。航空運賃や現地での滞在費用は自 己負担となります。





哈爾濱市…両大学の位置する哈爾濱市は、中ソ貿易の中心地で、中国東北部の中でもロシアの影響を垣間見ることができる美しい街です。ポプラの並木道やロシア風の煉瓦造りの建物が点在し、松花江を挟んだスターリン公園や太陽島公園は市民の憩いの場となっています。また、中国語標準地域として知られ、中国語を学習するのに適した環境にあります。

中国短期留学を終えて

私は中国文化に興味があり、また人生の視野を 広げたいと思い、留学を決心しました。1 年間と いう初めての海外滞在で、様々な体験ができまし た。多くの人との出会いと別れ、様々な国籍の友 達との交流など、留学のメリットを十分に活用で きた中国での生活でした。すべての経験が自信へ とつながり、大きく成長できた1 年だったと思 います。勇気を出して大きな一歩を踏み出し、人 生に一度だけのチャンスを、今このタイミングで 生かすことができて良かったです。

(経済学部卒業生 小池天馬)



韓国短期留学(慶一大学校・高麗大学校)

1995 年に慶一大学校と、2006 年に高麗大学校国際語学院との間に、国際交流に関する協定を締結しました。この協定に基づき学生を派遣しています。

【慶一大学校】2月下旬~4月上旬までの1ヶ月半の短期留学プログラムで、本学から3名の学生を選考し派遣します。協定に基づき留学先の授業料は免除となります。慶一大学校は、韓国第3の都市である大邱から車で30分ほどにある慶山市にある総合大学です。韓国語を学ぶとともに、慶一大学校学生とともに一般教養科目を聴講することができます。また韓国人学生と共通の学生寮に住み、生きた韓国語を学ぶのに最適な環境といえます。



【高麗大学校】高麗大学韓国語センターで開催される「短期集中課程(3週間:年5回実施)」や「韓国語正規課程(3ヶ月間~1年間)」への派遣を行います。授業料は協定に基づき通常の金額の20%減免になります。高麗大学校は、韓国を代表する名門私立大学でソウル市郊外にある総合大学です。韓国語文化教育センターは韓国語・韓国文化の専門教育機関であり日本や欧米諸国などから毎年多くの留学生が学んでいます。



韓国短期留学を終えて

私は韓国ソウルにある高麗大学校へ約9ヶ月間、留学をしました。初めての留学ということで最初は不安ばかりでしたが、日本とは違う生活に驚きを覚えることが多く、それが楽しいと思うようになりました。また、学校の授業では外国人と一緒に勉強をするので、多くの国の人たちと友達になれます。一緒にショッピングをしたり、ご飯を食べて多くの人と語学を交換することがとても大切だと実感しました。留学をすると語学だけでなく、自身の視野も広がり、何事も積極的に取り組めるようになります。是非一度は海外に出て生活をしてみてはいかがでしょうか? (経済学部卒業生 若月 あいな)



オーストラリア短期留学(ケアンズ・ランゲージ・センター)

ケアンズ・ランゲージ・センター

Cairns Language Centre

グレートバリアリーフのゲートウェイとして知られる街、ケアンズ。ケアンズ・ランゲージ・センターは、1966 年に創立されたケアンズ・ビジネス・カレッジ併設の語学学校で質の高い教育が評価されています。レベル毎にクラス分けされ、全クラスが少人数制をとっており、

コンピュータールームやコミュニティエリアはいつでも自由に使うことができます。また、教室の中だけでなく、生活全体を通して学生の英語力を高めることを同校の目標としており、地の利を活かし、多彩なアドベンチャープログラムも設けられています。小規模校でアットホーム、フレンドリーなスタッフ陣が魅力です。アクティビティが豊富で友達作りにも最適な学校です。



ケアンズ

日本から一番早くに到着できるオーストラリアの北の玄関口「ケアンズ」は、トロピカル・アイランドとして 1 年を通し温暖で、多くの観光客が訪れます。ケアンズの町自体は、それほど大きくないので、空港、市内、観光地が比較的離れていない為、それぞれの移動にあまり時間をかけずに楽しむことができます。また、ケアンズはオーストラリアの持つ 2 つの世界遺産(「グレートバリアリーフ」、「ウエットトロピックス」)への玄関口として世界的に有名です。





オーストラリア短期留学を終えて

私は大学在学中にオーストラリアのケアンズに2度短期留学をしました。オーストラリアで過ごした時間は、私にとって世界観を変える大きな経験になりました。英語に触れることはもちろん、現地に行かなければできない異文化を体験できるのも留学の魅力です。

私は二度の留学を経験し、語学学校の先生、友だち、ホストファミリーとの関わりの中で、 英語を通じて、国や人種を超えて繋がることができる喜びを知りました。留学に興味を持ちなが らもそこから行動に移すのはとても勇気がいることだと思います。しかし、一歩踏み出せば 自分自身の世界観は大きく変わると思います。ぜひ、挑戦してみてください。

(経済学部卒業生 大橋千穂)

新潟産業大学 企業研究セミナー



就職

活動

就職担当からのアドバイス 就職活動は学生生活の総決算

近年、企業や地域社会が求める能力として「前に踏み出す力 (アクション)」「考え抜く力 (シンキング)」「チームで働く力 (チームワーク)」の三つの要素からなる「社会人基礎力」が 求められるようになっています。企業の大卒採用 選考は「充実した大学生活を送り、如何にして社会人基礎力を身につけてきたか」が問われる"試金石"です。内定の獲得は、入学してから企業の採用活動が始まる3年生の3月までの大学生活を如何に過ごしてきたかによって大きく左右されます。

具体的には次にあげる3つのことを実践していくことが、充実した大学生活を送り社会人としての素養を身につけるうえで一番重要であることを認識してください。

その1 学業に励む!

本分である学業を疎かにする学生を、企業は 評価しません。「何を学んだのか、やりたい仕事 にどう役立てるか」面接試験で堂々と話せるよう になりましょう。

その2 目標をもって努力する!

部活動、サークル活動、ポランティア活動、 目的のある資格取得など何でもかまいません。何 かに真剣に取り組むことで、よい思い出や達成感 を得て下さい。企業はいきいきとした人、仕事に 打ち込める人を求めています。

その3 コミュニケーション能力を高める!

ゼミやアルバイトなど様々な場で、友達や異なる世代の人達と積極的に意見交換をして下さい。企業は、ひとの話をしっかり聞き、自分を上手にアピールできる人、ことばのキャッチボールができる人を求めています。

また、大学入学試験に筆記試験があるように企業の採用試験でも筆記試験を行います。大学生を対象とした筆記試験も、そのほとんどが高校までに学習した範囲から出題されます。基本が肝心ですから、不安な人は書店の就職対策コーナーにあるSPIや一般常識の問題集を解いてみるなど、今から学習を始めましょう。特に、公務員の筆記試験対策は早期からの反復学習が効果的です。就職課では公務員試験対策講座や公務員模擬試験を、全学年対象に筆記試験対策支援を行っていますので積極的に活用してください。

みなさんは、就職活動を通して「アウトプット」することの大切さを感じるでしょう。大学での生活や学業、いろいろな経験、自分が今までやってこなかったことにあえてチャレンジし、どんどん「インプット」をくり返し、自分自身の「アウトプット」ができるように心掛けましょう。

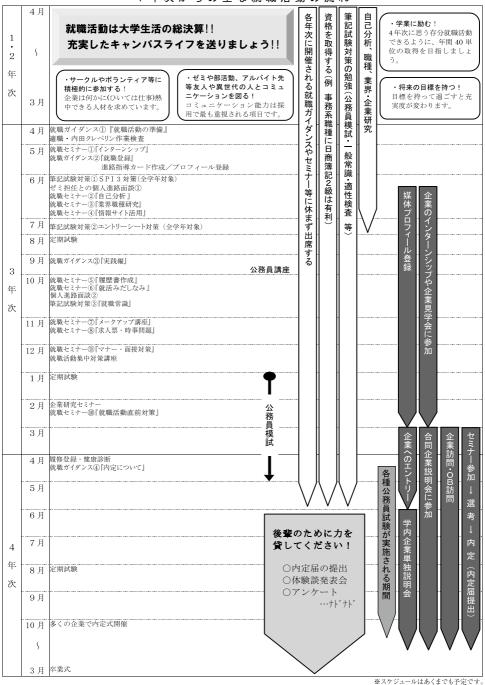
就職相談は就職課へ A 号館 2 階事務室

就職課は、みなさんの卒業後の進路決定をお手伝いするところです。本学の就職ガイダンスなどの就職行事は1年生の入学時からスタートし、就職活動期まで在学年次に応じた情報・知識を、段階を踏んで修得できるように計画されています。全てのガイダンスに出席するように心がけてください。就職課からの全ての情報やガイダンスの日程などはA号館1階の就職課掲示

板(教務・学生課掲示板とは違う場所)に掲示されますので確認してください。

また、進路に関する個人的な相談については、就職課の職員をはじめ外部の専門相談員 (事前予約制)が常時就職相談に応じていますので、気軽に就職課のドアをノックしてください。特に学年は問いません。

1 年次からの主な就職活動の流れ







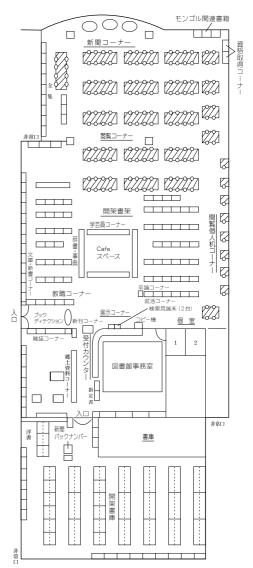
図書館

本学図書館は本館3階に位置しています。 ガラスの扉を開けると、そこは別空間。専 門書、学術書を中心に約15万冊の図書、 学術雑誌を中心に約70種の雑誌が、みなさ んを待っています。図書はコンピュータ管 理されており、蔵書検索は OPAC (インタ -ネットを利用した検索)から、貸出しは 学生証で簡単にできるようになっています。 館内には、個人勉強用に個室が2室、自習 用のPCも完備されています。また、コーヒ ーマシンを設置してありますので、Cafeス ペースでは気軽にコーヒーが楽しめます。そ れ以外にも、話題の本や情報誌なども取り 揃えていますので、ほっと一息つきたいそ んな時にも図書館を利用してください。読書 や勉強に疲れたら、窓の外に目をやると、そ こにはゆったりとした米山の姿や、四季折 々の美しい自然が広がり疲れを癒してくれ ることでしょう。





図書館は、いくら大勢の人間がいても一人 一人それぞれの世界にいます。くれぐれも おしゃべりをして、他の人の迷惑にならな いように。そして、わからないことがあった ら、気軽にスタッフに声をかけて下さい。



コンピュータ実習室

IT社会の到来で、コンピュータ実習室の役割は益々重要になると同時に、学生諸君の利用方法も高度な利用が要求される時代です。当コンピュータ実習室は自主的な管理で運営されていますので、学生諸君には高いモラルと熟練が必要となります。一人一人がルールを守り、快適な環境を形成してください。なお、ネットワークの利用に関しては、「キャンパスコンピュータネットワーク利用に関するガイドライン」(P86)をよく読んで下さい。

全員にIDが!-

全学生に、入学と同時にIDを交付します。

大学から交付されたIDは、学生個人に与えられた貴重な権利です。権利を行使するために、必要な義務を果たし、快適な環境でコンピュータ実習室を利用して下さい。

なお、万一ID・パスワードを紛失・忘失した場合は、ネットワーク犯罪等に悪用される場合がありますので、速やかに再発行の手続をしてください。発行は、翌日(休業日の場合はその翌日)となります。ID・パスワード再発行手数料は500円です。

入退室システムー

コンピュータ室への入室は自動入退室システムを設置してあります。管理人フリーで自由に利用できるシステムです。

プリンタの使い方----

ネットワークに接続したプリンタが使用できます。使用する場合は、各自が印刷用紙(売店でも販売しています。)を事前に用意しておいてください。紙詰まりなどのトラブルの際は、マニュアルを参考にして下さい。

お知らせはホームページで―

学生への諸連絡はホームページと掲示板で行っています。重要な事柄が掲載されておりますので、常日頃、見る習慣をつけて下さい。

開室時間

第1コンピュータ実習室 月~金 8:30~20:30 第2コンピュータ実習室 月~金 8:30~18:15

± 9:00~16:30

※長期休暇中の利用については、ホームページと 掲示で周知します。

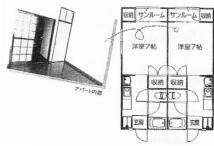


大学契約アパート

メゾン・ドェ・パトリア

大学指定宿舎として契約しているアパートなため、格安で入居でき安心して生活ができます。原則として入居期間は2年間です。周囲は閑静で、大学路線パス停まで徒歩3~5分、大学まで10分のところに位置し、スーパー、コンビニ、郵便局も近くにあり便利な立地です。





食堂・学生ラウンジ・売店

食堂には安くてポリュームたっぷりなメニューが用意してあります。自炊生活で栄養のバランスがくずれていませんか。そんな時は大学の食堂で栄養をつけて下さい。

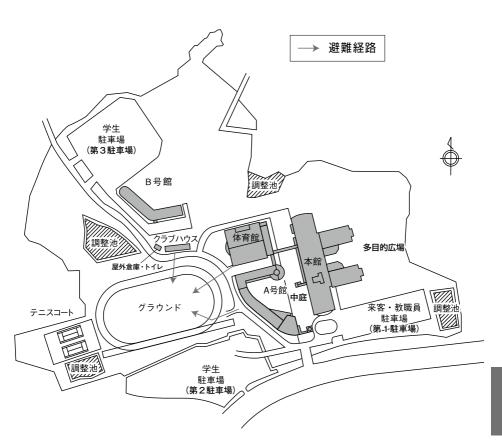
学生ラウンジは、授業の合間や昼休みにゆっくりと過ごすのには最適のスペースです。また、自由にインターネットが利用できる環境を整えています。

売店には豊富な雑誌・書籍類と大学生活に必要な文具品が用意してあります。講義で使用するテキスト等もここで販売しています。自分で欲しい書籍があれば、注文することもできるので気軽に利用して下さい。 試験期間前になると、レポートを持って 事務室に駆け込み、「ホチキスを貸して下さい。」という学生が増えていますが、勉学に勤しむにあたって必要な文具品は各自で用意して下さい。

	利	用	時 間
学生ラワ	カンジ		8:30~20:30
	営	業	時間
食	堂		10:30~13:45
売	店		10:30~13:30

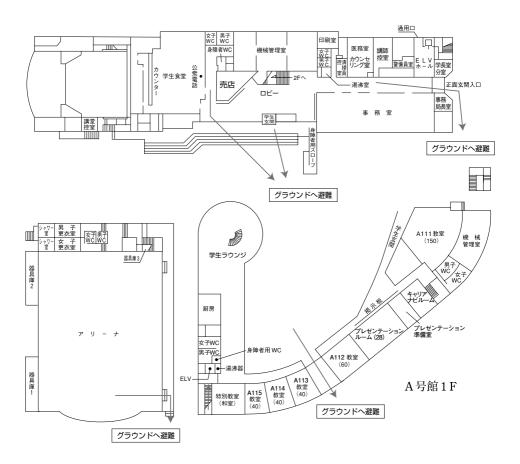
※営業時間等に変更があった場合、掲示板 にて連絡します。

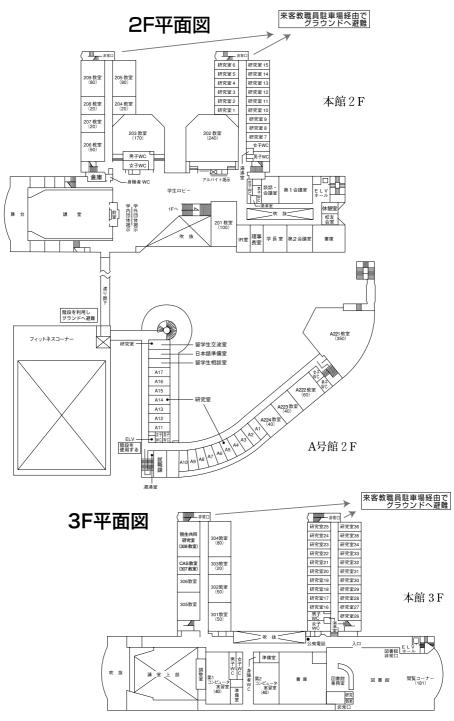
構内案内図(兼災害時避難経路図)



1F平面図

本館1F









課外活動団体

充実した学生生活を送るうえで、課外活動に参加することは大きな意義を持ちます。 様々な活動や交友関係を通して、協調性・ 責任感実行力などが培われ、人間形成に重要な役割を果たすことでしょう。 本学には以下のようなクラブやサークル があります。興味を抱いたなら是非連絡し てみてください。

また、新たにサークルを設立する場合は 学生課で手続きをしてください。

学	学友会・学生行事実行委員会							
		活動内容	活動実績					
団体名	学友会執行委員会(学生行事実行委員会)	一緒に大学で Let's Enjoy! 大学でいろんなことを知りたい! 人脈を広げたい! 何かに挑戦したい! 地域に貢献したい! と考えている人はぜひ学友会に来て	4月 津南合宿 5月 産大×工科大 合同新歓 クリーンデー 6月 エ科大祭 7月 スポーツ大会					
会 長	田邉青海	ください!! 学内のイベントの企画や運営をしたり、地域のイベントやボランティア活動に参加したりしています。	10月 紅葉祭 悠久祭11月 刈羽村文化祭 まち研スタンプラリー12月 クリスマスパーティー					
活動日時活動場所 (昨年度)	毎週金曜日 16:30 ~ 18:00 クラブハウス	学友会に興味のある人は ぜひ一度来てみてください!!	選挙 3月 卒業パーティー					

公	認部	運動	部			
			活動内容	活重	力実	績
団体名	水 球	部	水球部は現在、男子 29 名、女子 7 名で活動しています。 充実したサポートを受け、良い環境で練習しています。	日本学生 中部学生 和歌山選 京都選手	選手権 手権 (権 (3)	_
部長	新田	一景	初心者、泳げない人でも大歓迎です。 マネージャーも募集しています。 ぜひ見学に来てください。	関西選手	権 4년	<u>17</u>
活動日時活動場所(昨年度)	週6日 4 柏崎アクフ	4 時間 7パーク				

		活動内容	活動実績
団体名	卓 球 部	現在の部員数は 男子 11 人、女子 4 人で活動を行っ ています。	春季北信越学生選手権 女子団体3位 インカレ出場 夏季北信越学生選手権
部長	山 﨑 琉 優	練習メニューは部長を中心に考え、 課題練習を行ったり、ゲーム練習を 行っています。	男子団体 優勝 男子個人 3位 小松 5位 吉井 9位 深沢 ダブルス
活動日時活動場所(昨年度)		経験者の方はもちろん、初心者の方 も気軽に参加してください。	1位 小松・山崎俊 2位 中島・吉井
団体名	空 手 道 部	男子3人女子2人の5人で活動しています。	北信越大会(個人) 女子組手 1位 笠原 ベスト6 永井
部長	永 井 砂 南	練習メニューは部長を中心に話し合い、組手や筋トレなどのトレーニングを行っています。	男子形 3位 太田 北信越大会(団体) 女子 1位
活動日時活動場所(昨年度)	火〜金曜日 16:30〜 土曜日 10:30〜 ギャラリー	経験者はもちろん、初心者も大歓迎です。 一緒に結果を残し、身も心も強くなりましょう!!	
団体名	ライフセービング部	前年度は男子9名で活動しました。 主な活動は、8月の夏休み期間、水辺の事故防止の為の監視活動、大会に	2019年度 全日本学生ライフセービング プール競技選手権大会 200mスーパーライフセーバー 1 位 加藤 豪 (2年)
部長	加藤豪	力を入れ、日々、トレーニングに励ん でいます。 泳げない方、興味のある方、留学生、 男女問わず、誰でも歓迎しています。	BLS アセスメント A判定 片山雄起 (4年) 全日本ライフセービング選手権 大会 近畿ブロック予選会 レスキューチューブレスキュー
活動日時活動場所 (昨年度)	週5 場所 中越スポーツハウス・大学 内容 8 月 夏休み期間 監視活動 プール練習・筋トレ・会議	マネージャーも受け付けています。	全日本進出 伊藤祐太 (4年) 関 悠矢 (4年) 杉本空良 (2年) 青木風馬 (1年) 他
団体名	サッカー部	選手 28 名、マネージャー 2 名、計 30 名 で活動しています。	H30 新潟選手権大会 ペスト 4 総理大臣杯北信越予選 ペスト 8
部長	八幡悠大	TOP チーム、社会人リーグチームそれ ぞれの目標に向けて、日々活動に励ん	R1 新潟選手権大会 ベスト4
活動日時活動場所(昨年度)	週1. OFF 8:00 ~ 10:00 刈羽ぴあパーク or 7:00 ~ 9:00 少年広場 冬 体育館 7:00 ~ 9:00 or 8:00 ~ 10:00	でいます。	社会人新潟県4部リーグ 2位(2年度3部昇格) 北信越大学サッカー2部リーグ 2位(2年度1部昇格) 2部得点王 伊東 2部アシスト王 中田 北信越選抜(新人戦)小林

		活動内容	活動実績
団体名	男子パスケットボール部	2 部昇格に向けて練習に励んでいます。 バスケが好きな人、大歓迎です。 部員・マネージャー募集中!	北信越大学リーグ3部所属
部長	泉 光 揮		
活動日時活動場所(昨年度)	週 5 日 新潟産業大学附属高校 新潟産業大学体育館		
団体名	女子バスケットボール部	2部昇格、3部リーグ優勝に向けて 日々の練習に取り組んでいます。 部員、マネージャーどちらも募集中!	第 48 回 笹本杯争奪北信 越大学バスケットボール 春季リーグ戦 3 部リーグ 2 位 他
部長	趙 凝		1년
活動日時活動場所(昨年度)	週 6 日 新潟産業大学附属高校 新潟産業大学体育館		
団体名	バドミントン部	● バドミントン初心者・経験者 どちらも大歓迎!! ● 主に基礎打ち〜試合形式の流れを 行っています。	前年度公式戦出場は ありません
部長	大塚優輝	●とても面白い先輩と頼りになる先輩がお待ちしています。 ちなみに…	
活動日時活動場所(昨年度)	毎週水曜日 16:30 ~ 18:00 体育館	◆大会にも参加できますので、実力 を試したい方もぜひ	
団体名	基礎スキー部	初心者でも楽しく滑れるように、みんなで年に1・2回活動しています。 初心者・留学生歓迎です。	2019年 キューピッド バレーで活動
部長	秋 庭 健 志		
活動日時活動場所 (昨年度)	1月~3月 スキー場		

		活動内容	活動実績
団体名	剣 道 部	前年度は部員9名(男子8名、女子1名)で活動しました。 剣道は人間形成を養うスポーツと考えています。私生活からの習慣、態	第74回 国民体育大会 成年 男女新潟県予選会(長岡市) 先鋒戦 ベスト16ー佐々木響
部長	佐々木響	度は剣道においての「礼儀」につながります。竹刀1本で人間形成の道を極めることができるのは剣道だけです!	
活動日時活動場所 (昨年度)		初心者から経験者までどなたでも対 応します!	
団体名	テ ニ ス・ ソフトテニス部	テニスをやったことのない方でも歓迎 します。 道具等は部活で貸出していますので、 一度、体験してみてください。	前年度 公式戦出場はありません。
部長	上 野 真 人	及くと呼吸としていたことも	
活動日時活動場所(昨年度)			
団体名	ゴ ル フ 部	活動は個人でしています。 初心者・経験者・誰でも大歓迎です。 興味のある人は学生課または顧問の	新潟県アマチュア選手権 出場
部長	山口紫音	蓮池先生にお問い合わせください。	
活動日時活動場所 (昨年度)			
団体名	陸 上 部	今年陸上部を作ったので部員は自分 一人です。 自分一人しかいないので誰かに気を 遣ったり、種目ごとに練習をするの	
部長	小幡建斗	で基本自由にできます。 練習メニューなどは種目毎に、自分たちがやりたい練習でOKです。 自分で考え自分で研究するといった	
活動日時活動場所(昨年度)	月~土曜日 18:00 ~ 20:00 柏崎陸上競技場	練習方針です。 経験者はもちろん、初心者でも大歓迎です。	

		活動内容	活	動実績
団体名	モンゴル相撲部	モンゴル相撲は、人の力と知恵に チャレンジするとても面白い運動です。	学園祭 催す 5月	のとき相撲会を 日本・モンゴ ル文化交流会
部長	ホ ル ワ	誰でも大歓迎です。	11月	モンゴル祭り東京相撲大会
活動日時活動場所 (昨年度)	月~金曜日 屋外			
団体名	バレーボール部 弓 道 部 軟 式 野 球 部 アーチェリー部	休部状態ですので、活動したい方は 学生課にご連絡ください。		
部長				
活動日時活動場所(昨年度)				

公	公認部 文化部								
				活動内容	活	動	実	績	
団体名	軽音	新 楽	部	出演 ○現在、ギターやベース・ドラムなど	での演	奏			
部長	加藤	藤 賛	汰	楽器経験者大募集中! 七夕ライブなど、外でライブを行う機 会もあり、最高に楽しいです!					
活動日時活動場所 (昨年度)	クラブ <i>I</i> 他イベン	\ウス 1 陥 /ト出演	郜室						

		活動内容	活動実績
団体名	吹奏楽部	毎年、紅葉祭では市内の高校をお招きし、コラボ演奏として活動してきました。また、市内の高校との交流を大切にし、様々な演奏会に参加させていただきました。	6月 工科大祭 10月 紅葉祭 12月 西山ふるさと館にて
部長	小林美穂	今後も音楽を通じて、多くの人達と関わっていきたいと考えています。 初心者、経験者は問いません。 気軽に練習したい方、音楽が好き	クリスマスコンサート
活動日時活動場所 (昨年度)	毎週 月・木曜日 16:30 ~ 18:00 講堂	な方、誰でも歓迎します。 一緒に吹奏楽で皆を楽しませま しょう!	
団体名	ダ ン ス 部	ダンスが好きな人、興味がある人… 一緒に楽しく踊りませんか? 経験者・初心者問わず部員を募集し ています!	7月 夏の発表会 10月 紅葉祭ステージ 12月 クリスマスパーティー
部長	大野真梨紗		その他学外イベントに も積極的に活動してい ます!
	毎週月・水曜日 209 教室 (柏崎総合体育館)		
団体名	茶 道 部	茶道部は、毎週月・水・金曜日にA号館和室で稽古に励んでいます。 毎週の稽古だけでなく、紅葉祭のお茶会など学外内外を問わずに活動しています。	令和元年 5月 カキツバタまつり お茶会 7月 学生生徒交流会 参加
部長	蓮 池 稜	基礎からじっくり稽古していくので、 茶道の経験がない方でも大歓迎です。 もちろん経験者の方も大歓迎です! 茶道が好きな方、伝統文化に関心があ	10月 紅葉祭 お茶会 11月 刈羽村文化祭 お茶会
活動日時活動場所(昨年度)	毎週 月・水・金 15:00 ~ 16:25 A号館和室 (今年度の活動日は話し合って決めます)	る方、何か新しいことにチャレンジしてみたいと思っている方は茶道部に入りませんか? 美味しいお茶とお菓子を用意してお待ちしています。よろしくお願いします。	

		活 動 内 容	活動実績
団体名	書 道 部	書道部では、書道教室の先生をお招きし、実用的な筆ペンの使い方や 絵葉書の書き方などを学んでいます。 校外での活動もあるのでコミュニ	9月 附属高校文化祭 10月 紅葉祭 11月 飯塚邸展示 2月 卒業式の装飾 3月 入学式の装飾
部長	山崎泉穂	ケーション能力を身に付けたいという方にもおすすめです。 また留学生との交流もしていきたいと思っているので留学生の方も大歓迎です。(昨年度は作品を書いて	
活動日時活動場所 (昨年度)	毎週水曜 15:00~16:30 301 教室	もらい飯塚邸に展示しました) 技術の上手、下手は関係ないので 興味があったら遊びに来てください。よろしくお願いします。	
団体名	文 芸 部	文芸部では、小説、詩、俳句等の創作活動を行っております。1年に1回のペースで部誌「叢林(そうりん)」を発行しています。 本好きの方、読書専門の方、とにか	紅葉祭 参加 叢林 創刊号~ 第十一号 展示 叢林 第十二号 発行
部長	栗原真至	く作品をつくりたいという方、どなたも大歓迎です。 興味があれば、ぜひ文芸部へ!	
活動日時活動場所(昨年度)	不定期		
団体名	写 真 部	新潟の風景(祭り、桜、花、花火など)を撮影しています。 カメラを持っていなくても大丈夫です。 撮影方法等について教えますので、写	展示会への作品出品
部長	グェン ヴァン ヴィ	撮影力法等について教えますので、与 真を始めたい人は気軽に相談してくだ さい。	
活動日時活動場所(昨年度)	週末 相談し決定します		

					活動内容	活	動	実	績
団体名	芸 術	文	化	品	舞踊を習う ・練習前にお菓子を食べて、交友関係を深める	紅葉祭 演習会			
部長	大 橋	ま	L	3	・着物の着付け方を教わる・紙傘やセンスを使って舞踊を教わる・紅葉祭や演習会などのイベントには、 着物を身につけ、化粧をし、踊りの 発表をする				
活動日時活動場所(昨年度)	毎週기講堂	< • 5	金曜						

同	同好会 (申請のあったサークルのみ)						
		活動内容	活動実績				
団体名	放 送 部	月 2 回金曜日 19:00~20:00 FM ピッカラで放送(ラジオ)を行っ ています。話題は様々。みんなで楽し く話をしています!	月2回 FM ピッカラ 19:00〜20:00 (WHITE BOARD)				
部長	齊藤千紘	前年度部員8人(4年1人、2年7人) 1時間話すのは長いと思うかもしれ ませんが、みんなで楽しく話すと					
	月2回 金曜日 19:00〜20:00 場所 FM ピッカラ	あっという間に時間が過ぎます! 年間通していつでも見学可能です! 見に来るだけでもぜひ!!					
団体名	ヴィジュアル・アーツ ク ラ ブ	☆イラストなどの創作活動を行います!☆イラストに限らず立体や映像などでも可!	○ 紅葉祭での展示 ○ 各自創作活動 ○ 部誌制作中				
部長	湯本夏音	展示の際は改めて考えますので、気軽に相談してください! ☆部活動昇格を目指し、部誌発行を計画中です! 2020年度は本格的に取りかかろうと					
活動日時活動場所 (昨年度)	不定期	思っています! ©みなさんの創作意欲を発信してみませんか?					

		活動內容	活動実績
団体名	S V G 部 (サバイバルゲーム同好会)	SVG 部(サバイバルゲーム同好会)は晴れた日の火曜日と木曜日に多目的広場やグラウンドにて活動を行っています。 サバイバルゲームとは、エアソフト	4月~9月 ミニゲーム、 シューティング。 タクティカルトレーニング、 大学内での実戦練習、
部長	鈴 木 白 夜	ガンを使用する遊びのことです。サバイバルゲームは、ルールや安全面でのマナーをしっかり守る事が出来れば、非常にアグレッシブでおもしろいものです。	市外での活動 10月~3月 銃器メンテナンス、調整
活動日時活動場所(昨年度)	火・木曜日 (晴れの日に限る) 多目的広場・グラウンド 16:30~18:00 (その他不定期で 土日の活動もあり)	ミリタリー好きの方はもちろん、こういったものに少しでも興味がある方は是非、見学にいらしてください。皆様の入隊、お待ちしております! ※安全の為に、目を保護するゴーグル、またエアガン本体は各自で購入して頂きます。	※また、1年を通して 公式の大会に参加す る事、数回あり。
団体名	ポケモンカード サ – ク ル	「この大学で夢中になれる物探しませんか?」 2年生のみで結成されたサークルです。 初心者も経験者も大歓迎!!	令和元年 11 月 29 日 設立
部長	大 皿 圭 祐	月1で工科大の方々と交流会を行ったり、ショップ大会に腕だめしに出たり、県外、更には世界の人々とポケモンを通じてコミュニケーション	
活動場所	毎週月・木曜日 月曜 13:30~ 木曜 14:55~	をとったりと、人間としての輪が広がる。そんなサークルにしていきたいと考えております。 カードがわからなくても、ポケモン好きはぜひ一度来てみてください!!	



学生の留学に関する規程

(目 的)

制定 平成11年3月11日

第1条 この規程は、新潟産業大学学則(以下「学則」という。)第39条に基づき、新潟産業大学(以下「本学」という。)の学生の留学に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で「留学」とは、学則第39条第1項の定めに従い、学長の許可を得て外国の大学で学修することをいい、また「外国の大学」とは、外国における正規の教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。 (適用範囲)

第3条 この規程は、次の一に該当する者に適用する。

- 1. 本学と外国の大学との交流協定に基づいて留学する者(1号留学生)
- 2. 交流協定校以外の外国の大学に私費で留学する者(2号留学生)
- 3. 日本国政府若しくは外国政府の奨学金又はこれらに準ずる奨学金で留学する者(3号留学生)

(留学期間)

- 第4条 留学期間は6ヶ月以上1年以内とし、期間の延長は原則として認めないこととする。
- 2 前項による留学期間は、学則第39条第2項により在学年数に算入する。
- 3 当初の予定と異なって、留学期間が6ヶ月に満たなかった者については、この規程は適用しないこととする。 (申請要件)
- **第5条** 留学を申請する者は、留学出発時において本学に1年以上在学している者とする。 (手 続)
- 第6条 留学を希望する者は、次の書類を添えて申請しなければならない。
 - 1. 留学願(本学所定用紙)
 - 2. 留学先大学案内及び入学許可書又は聴講許可書
 - 3. 留学計画書(様式自由)
 - 4. その他本学が指示する書類

(留学許可)

第7条 留学の許可は、学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。 (帰国報告)

- **第8条** 所定の留学期間が終了したときは、速やかに帰国し、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。
 - 1. 留学終了届(本学所定用紙)
 - 2. 留学報告書(本学所定用紙)
 - 3. 留学先大学の成績証明書又はこれにかわるべきもの
 - 4. 健康診断書(様式自由)
 - 5. その他本学が指示する書類

(単位認定)

- 第9条 留学先の大学で修得した単位のうち、学部教授会の議を経て適当と認められたものについては、上限60単位まで、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。
- 2 前項により修得単位の認定を受けようとする者は、所定の「修得単位認定申請書」によって願い出なければならない。

(留学許可の取消)

- 第10条 次の各号の一に該当するときは、学長は学部教授会の議を経て、留学の許可を取り消すことができる。
 - 1. 留学先の大学における学修の成果があがらないと認められたとき
 - 2. 当初認められた期間を途中で放棄したとき
 - 3. その他、本学学生としての本分に反したとき

(学 費)

- 第11条 この規程に基づいて留学する者の留学期間中の学費は、次のとおりとする。
 - 1. 2号留学生及び3号留学生については、授業料を半額免除する

2. 1号留学生については、交流協定により定めるところによる

(留学者の履修登録の特例)

- 第12条 留学の始期の属する年度の始めに履修登録した通年授業科目については、留学期間終 了後も当該授業科目を継続して履修することができる。
- 2 継続履修に関し必要な事項は、別に定める。

(五 広)

第13条 この規程の改正は、学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この規程は、平成24年11月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

規程

等

学生の長期留学に伴う継続履修に関する規程

制定 平成10年11月27日

(目的)

- 第1条 この規程は、新潟産業大学(以下「本学」という。)学生が、本学と異なる年度制をとる外国の大学に、本学の年度途中から留学しようとする場合に関し、必要な事項を定める。
- 2 ここでいう継続履修とは、留学開始年度に履修登録した科目を、留学終了後に継続して履 修することをいう。
- 3 この規程にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育機関をいう。

(留学の資格)

- **第2条** この規程の適用を受けて留学する学生は、本学に1年以上在学した者でなければならない。 (留学期間)
- 第3条 留学期間は1年とする。

(継続履修の方法)

第4条 この規程の適用を受けて留学する学生は、外国の大学に留学する年度の始めに履修登録した通年科目に関し、留学直前まで受講し、担当教員の了解を得た上で、帰国後に、その年度の同一担当教員の同一授業科目を継続して履修することができる。ただし、複数の継続履修科目が、時間表上、同一曜日の同一時限に開講されている場合又は担当教員の異動等により履修不可能な場合は、学部教授会の議を経て、その代替措置を講ずることができる。

(留学手続)

- **第5条** この規程の適用を受けて留学する場合は、次の書類を添付し、学長の許可を得なければならない。
 - 1. 留学願(本学所定用紙)
 - 2. 継続履修願(本学所定用紙)
 - 3. 継続履修担当教員承諾書(本学所定用紙)
 - 4. 留学先大学案内、入学許可書又は聴講許可書
 - 5. 留学計画書(様式自由)
 - 6. その他本学が指示する書類

(帰国報告)

- **第6条** 所定の留学期間が終了したときは、速やかに帰国し、次の書類を学長に提出しなければならない。
 - 1. 留学終了届(本学所定用紙)
 - 2. 留学報告書(本学所定用紙)
 - 3. 留学先大学の成績証明書又は修了証
 - 4. 健康診断書(様式自由)
 - 5. その他本学が指示する書類

(単位認定)

第7条 留学先の大学において修得した単位のうち、学部教授会の議を経て適当と認められた ものについては、60単位を上限として、本学の卒業に必要な単位として認定することが できる。

(元 広)

第8条 この規程の改正は、経済学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この規程は、平成24年11月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

キャンパスコンピュータネットワーク 利用に関するガイドライン

制定 平成15年4月1日

新潟産業大学において運用されているキャンパスコンピュータネットワークは、本学の教育・研究及び事務に関する情報処理の円滑化並びに情報通信の促進を図ることを目的としたものであり、当該コンピュータネットワークの利用に関しては、その目的を十分理解したうえで下記の事項を厳守しなければならない。

記

1 利用範囲

- (1) 正課授業 (セミナー、実習、試験を含む)
- (2) 専任教員が認めた学生の自主的な研究活動
- (3) 専任の教職員が行う教育、研究、研修及び業務
- (4) 公認の課外活動
- (5) 学生の就職活動
- (6) その他ネットワーク総括責任者が許可した場合

2 禁止事項

- (1) 個人又は団体の営利及び商業的行為
- (2) 特定の政治活動
- (3) 特定の宗教活動
- (4) 特定の団体の宣伝・擁護するような行為
- (5) 法令及び公序良俗に反する行為
- (6) 人権及びプライバシーの侵害
- (7) 差別的な発言や、特定の個人又は団体を誹謗中傷する行為
- (8) 著作権又は版権の侵害
- (9) コンピュータネットワークの円滑な運用を妨げる恐れのある行為
- (10) ウィルス等で情報資源を破壊する行為

3 その他の遵守事項

- (1) コンピュータネットワーク・セキュリティに関して、十分注意しなければならない。
- (2) パスワードの管理を厳重に行うこと。ユーザーIDの貸し借りをしてはならない。
- (3) このガイドラインに示したルールやマナーは、あくまでも基本的なものであり、利用に際して各自充分に注意すること。
- (4) 上記の事項が守られていない場合、直ちに利用の制限や禁止をする。
- (5) 不正利用を発見した場合は、直ちに関係職員に通報すること。
- (6) コンピュータネントワークに接続する機器にはウィルス対策ソフトを導入すること。

学友会会則

制定 昭和63年9月14日

第1章 総 則

- 第1条 本会は、新潟産業大学学友会(以下「本会」という。)と称する。
- 第2条 本会は、自治に伴う自由と責任の中で、学生たるにふさわしい自主的、創造的活動の 高揚を図り、併せて、会員相互の信頼と友情を基礎に、協力と連帯の精神を育て、常に 明朗にして活力ある学生生活の実現を目指すとともに、大学の発展に寄与することを目 的とする。
- 第3条 本会は、新潟産業大学の正会員(各学部の全学生)及び特別会員(全教職員)をもって組織し、本部を新潟産業大学内に置く。
- 第4条 本会の会員は、本会が行うすべての活動に参加する権利を有するとともに、会則その他の規約及び決議事項を遵守し、かつ、本会の健全な発展に協力する義務を負う。

第5条 学友会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、全正会員の選挙により、これを選出する。
- 3 会長及び副会長に立候補する者は、次期2年生以上に属する学生でなければならない。
- 4 会長及び副会長の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。

第2章 機 関

第1節 学生総会

- 第6条 学生総会は、全正会員をもって構成する本会の最高議決機関である。
- 第7条 学生総会は、定例会と臨時総会とする。
- 2 定例会は、毎年度の春学期に開催する。
- 3 次の各号の一に該当するときは、臨時総会を開催しなければならない。
 - 1. 評議委員会の決議により開催の要求があったとき
 - 2. 執行委員会が必要と認めたとき
 - 3. 全正会員の10分の1以上の連署による開催の要求があったとき

第8条 学生総会は、学友会会長がこれを招集する。

2 学生総会の招集日時及び議題は、7日前に公示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第9条 学生総会に議長、副議長及び書記各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、全正会員の選挙により、これを選出する。
- 3 議長及び副議長に立候補する者は、次期2年生以上に属する学生でなければならない。
- 4 書記は、議長がこれを指名する。
- 5 議長、副議長及び書記の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。
- 第10条 学生総会は、全正会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席会員の過 半数をもって決する。
- 2 学生総会に欠席する者の委任はこれを認めない。
- 第11条 次の事項は、学生総会の議決を経なければならない。
 - 1. 予算案及び決議書の承認
 - 2. 会則の改正
 - 3. 全正会員の10分の1以上連署による要求に基づく事項
 - 4. その他学生総会において、学生総会の議決を経るべきものと認めた事項
- 第12条 学生総会が、同一議題につき2度にわたり流会となった場合、前条第1号及び第2号に関しては、評議委員会における3分の2以上の議決をもって学生総会の議決に代えることができる。ただし、議決の結果については、次回の学生総会で報告されなければならない。

規

程等

第2節 評議委員会

- 第13条 評議委員会は、特別会員によって選出された委員で構成する。
- 第14条 評議委員会は、次の事項を審議し、議決する。
 - 1. 執行委員会が学生総会に提出する議題
 - 2. 評議委員より提案された重要な議題
 - 3. 執行委員会から、相当の理由があって、審議を要請された議題
 - 4. その他学友会運営に関わる重要な問題
- 第15条 評議委員会は、評議委員長がこれを招集する。
- 第16条 評議委員会は委員長、副委員長及び書記各1名と若干名の委員をもって構成する。
- 2 評議委員会の委員長及び副委員長は、学長の任命により、これを選出する。
- 3 書記及び委員は、委員長がこれを指名する。
- 第17条 評議委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。
- 第18条 評議委員会は、全評議委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席評議委員の 過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合、委員長の決するところによる。
- 第19条 評議委員会は、必要に応じて、会議に、評議委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。ただし、議決権を有しない。

第3節 執行委員会

- 第20条 執行委員会は、本会の会務を行う本会の最高執行機関である。
- 第21条 執行委員会は、次の者をもって構成する。
- 1. 執行委員長 2. 副執行委員長 3. 書記長 4. 会計長 5. 執行委員 (各部担当) **第22条** 執行委員会に、次の各部を置く。
 - 1. 総務部 2. 情冒部 3. 会計部 4. 渉外部 5. その他必要と認められる部
- 第23条 執行委員長には、学友会会長があたり、副執行委員長には、学友会 副会長がこれにあたる。
- 2 書記長、会計長、その他の執行委員は、執行委員長が任命して、執行委員会を編成する。
- 3 執行委員長が編成を完了したときは、執行委員長は、遅滞なく、評議委員会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
- 第24条 執行委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第25条 執行委員長は、本会を代表し、執行委員会を総括する。
- 2 副執行委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、委員長の職務を代行する。
- **第26条** 執行委員会は、原則として、週に1回定例委員会を開催し、また、執行委員長が必要 と認めたときは、随時、開催するものとする。
- 2 執行委員会は、執行委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

第4節 予算委員会

- **第27条** 執行委員会は、予算原案を作成し、これを予算委員会に提出して、その審議を経なければならない。
- 第28条 予算委員会は、次の者を委員として構成する。
 - 1. 執行委員長及び副執行委員長
 - 2. 学生総会議長及び副議長
 - 3. 書記長
 - 4. 選挙管理委員長
 - 5. 会計監查委員長
 - 6. 学生行事実行委員長
 - 7. 連合会会長 各1名
 - -- EGAAA
 - 8. 執行委員会会計長
 - 9. 執行委員(会計部) 1名
- 第29条 予算委員会は、執行委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

程

規

等

- 第30条 予算委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 第31条 予算委員会で承認された予算案は、その後、評議委員会の審議に付さなければならない。
- 2 評議委員会が、予算案につき、修正可決したときは、評議委員会の修正案につき、予算委員会は、再度、審議しなければならない。
- 3 前項による審議の結果、予算委員会で可決承認した予算案は、その後の評議委員会において、これを修正し、又は否決することはできない。

第5節 会計監查委員会

- 第32条 会計監査委員会は、本会の会計監査を行う。
- 第33条 会計監査委員会は、2名以上5名以内の委員をもって構成し、学友会会長によって任命 された会計監査委員長が、他の会計監査委員を人選し、かつ、任命して、会計監査委員 会を編成する。
- 2 会計監査委員長は、前項の人選をするにあたり、事前に執行委員長の意見を徴さなければならない。
- 3 会計監査委員会が編成を完了したときは、会計監査委員長は、遅滞なく、執行委員会及び 評議委員会に報告し、執行委員長は、これを公示しなければならない。
- 第34条 会計監査委員は、本会のすべての機関、組織及び団体の役員、委員又は責任者を兼ねることはできない。ただし、課外活動サークルの部長等に就任することは妨げない。
- 第35条 会計監査委員会は、本会のすべての機関、組織及び団体に対して、会計書類の提出を 求めることができ、また、必要あるときは、備品等の物品検査を行うことができる。
- 2 前項による書類提出を求められた機関等は、5日以内に当該書類の提出をしなければならない。
- 第36条 会計監査委員会は、監査の結果を執行委員会に提出し、執行委員会の審議後、評議 委員会に提出し、評議委員会の審議後、学生総会にて報告しなければならない。
- 第37条 会計監査委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、1回限 りの再任を妨げない。

第6節 選挙管理委員会

- 第38条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。
 - 1. 本会会則に定められた選挙に関する事務
 - 2. 本会会則に定められた連署の確認事務
 - 3. 本会会則により選挙管理委員会の所管とされた事務
 - 4. 学生総会の決議をもって特に委嘱された事務
- 第39条 選挙管理委員会は、2名以上5名以内の委員をもって構成し、学友会会長によって任命された選挙管理委員長が、他の選挙管理委員を人選し、かつ、任命して、選挙管理委員会を編成する。
- 2 選挙管理委員長は、前項の人選をするにあたり、事前に執行委員長の意見を徴さなければならない。
- 3 選挙管理委員会が編成を完了したときは、選挙管理委員長は、遅滞なく、執行委員会及び 評議委員会に報告し、執行委員長は、これを公示しなければならない。
- 第40条 選挙管理委員は、本会のすべての機関、組織及び団体の役員、委員又は責任者を兼ねることはできない。ただし、常設でない機関の役員、委員及び課外活動サークルの部長等に就任することは妨げない。
- 第41条 選挙管理委員は、選挙管理委員会が所管する選挙に関し、自らが当該選挙の候補者 となる場合は、選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 第42条 選挙管理委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、再任 を妨げない。
- 第43条 選挙及び選挙管理委員会につき必要な事項は別に定める。

第7節 学生行事実行委員会

- 第44条 学生行事実行委員会は、大学祭その他の全学的学生行事に関し、その企画、運営等を検討し、学生行事を有効かつ円滑に実施することを目的とする。
- 第45条 学生行事実行委員会は、次の者を委員として構成する。
 - 1. 学生行事実行委員長 2. 同副委員長 3. 会計長 4. 実行委員
- 第46条 学生行事実行委員会は、学生行事実行委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。
- 第47条 学生行事実行委員が、学生行事の企画等につき成案を得た場合は、学生行事実行委員長は、執行委員長及び各連合会会長に報告し、執行委員会の承認を得なければならない。
- 第48条 学生行事実行委員会は、学友会会長によって任命された学生行事実行委員長が、他の実行委員を人選し、かつ、任命して、学生行事実行委員会を編成する。
- 第49条 学生行事実行委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、 再任を妨げない。

第8節 中央連絡協議会

- 第50条 中央連絡協議会は、本会のすべての機関、組織及び団体が、相互に連絡を密にして 理解と信頼を深め、かつ、全体の調和を確認し、協調・協力関係の一層の増進を図る ための協議機関である。
- 第51条 中央連絡協議会は、次の者を委員として構成する。
 - 1. 学友会会長(執行委員長)、同会副会長(副執行委員長)、同書記長
 - 2. 学生総会議長、同会副議長
 - 3. 評議委員長
 - 4. 会計監查委員長
 - 5. 選挙管理委員長
 - 6. 学生行事実行委員長
 - 7. 体育団体連合会会長、同副会長
 - 8. 文化団体連合会会長、同副会長
- 第52条 中央連絡協議会は、学友会会長がこれを招集し、かつ、会議の議長となる。

第3章 学生団体

- **第53条** 本学において課外活動を行う学生団体は、すべて本会に所属するクラブ(部)・同好会・その他のサークル(以下「課外活動サークル」という。)として取り扱われる。
- 第54条 課外活動サークルは、「課外活動に関する規則」(大学規則) を遵守して活動しなければならない。
- 第55条 課外活動サークルの設立基準、運営責任等につき必要な事項は別に定める。
- 第56条 課外活動サークルの連合体として、次の2団体を置く。
 - 1. 体育団体連合会 2. 文化団体連合会
- 2 前項の連合会に、それぞれ会長と副会長1名、書記と会計長各1名及び運営委員を置く。
- 第57条 体育団体連合会及び文化団体連合会につき必要な事項は別に定める。

第4章 会 計

- 第58条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第59条 本会の経費は、入会金、会費、事業利益、寄附金及び前年度繰越金その他の収入を もってこれに充てる。
- 第60条 本会の経費は、予算の範囲内において、会計(執行委員会)を通して支出するものとする。
- 第61条 本会の正会員は、次の会費等を納入しなければならない。
 - 1. 入会金 1.500円 2. 年会費 8.500円
- 2 前項の会費等の徴収事務は、大学当局に委託して行い、新入生を除く会員は毎年4月の学納金納入の際に、新入生は入学時の学納金納入の際に納入しなければならない。また、会費の金額も諸般の事情に伴い、変更もあり得る。

- 第62条 各機関及びこの会則に基づき設置される委員会は、必要あるときは、この会則に反しない限りにおいて、別に細則又は内規を定めることができる。
- 第63条 卒業することなく原級に留まったいわゆる卒業延期生は、理由のいかんを問わず、 本会のすべての機関、組織及び団体の役員、委員又は責任者となることができない。 ただし、課外活動サークルの部長等に就任することは妨げない。
- 2 前項の適用にあたり、現に任期中にある者は、その任期満了後からとする。

第6章 改 正

第64条 この会則の改正は、執行委員会が発議し、評議委員会の議決を経たのち、学生総会において3分の2以上の議決をもって行う。

附貝

第1条 この会則は、昭和63年9月14日より施行する。

- 第2条 この会則の改正は、当分の間、会則第78条の規定にかかわらず、学生総会の議決を過 半数とする。
- **第3条** この会則の施行に当っては、当分の間、会員の総意による合意をもって、経過措置を 定めることができる。
- 第4条 この会則の施行に際して合意された確認事項(申合事項)は、当分の間、会則と同一の 効力を有する。
- 第5条 この附則において「当分の間」とは、おおよそ、大学の完成年度(昭和67年)頃までの期間をいう。

附則

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

三班 年

- 昭和22年 6月 参議院議員下條恭兵氏、柏崎専門学校創立
 - 25年 4月 学制改革により、柏崎短期大学設立認可・開校
 - 26年 8月 柏崎市議会に市立移管の請願書提出
 - 33年 4月 新潟短期大学と改称、附属高等学校併設
 - 37年 10月 新潟短期大学安田校舎へ移転
 - 60年 11月 新潟産業大学設置期成同盟会発足
 - 62年 12月 新潟産業大学設置認可
 - 新潟産業大学設立(短期大学を改組) 軽井川の地に校舎竣工 63年 4月
 - 63年 4月 新潟産業大学開学
- 平成元年 5月 中国・ハルビン師範大学との教育研究の国際交流に関する協定締結
 - 5年 2月 中国・黒龍江大学との間に学術交流協定を締結
 - 本館棟校舎に加えてA号館完成 6年 3月
 - 6年 4月 新潟産業大学人文学部開設
 - 7年 10月 韓国・慶北産業大学校(現 慶一大学校)との間に国際交流協定を締結
 - 台湾・国立成功大学文学院と本学人文学部との国際交流に関する協定を締結 8年 3月
 - 9年 10月 学園創立50周年・大学開学10周年記念式典
 - 新潟工科大学との単位互換協定を締結 12年 1月
 - 新潟大学・新潟経営大学との単位互換協定を締結 14年 1月
 - 長岡技術科学大学との間に単位互換協定を締結 14年 3月
 - 新潟国際情報大学情報文化学部との間に単位互換協定を締結 14年 11月
 - 15年 8月 校舎B号館完成
 - 16年 4月 新潟産業大学経済学部産業学科開設
 - 16年 4月 新潟産業大学大学院経済学研究科(修士課程)経済分析・ビジネス専攻開設
 - 16年 4月 人文学部環日本海文化学科を人文学部地域文化学科と改称
 - 16年 10月 中越大震災発生(激甚災害)校舎一部損壊
 - 経済学部経済学科に教職課程(中学社会・高校公民)を設置 17年 4月
 - 経済学部経済学科を経済学部経済経営学科と改称 18年 4月
 - 4月 経済学部産業学科を産業システム学部産業学科に組織変更 18年
 - 経済学部国際コミュニケーションビジネス学科開設 18年 4月
 - 18年 4月 人文学部地域文化学科募集停止
 - 19年 4月 学芸員課程を設置
 - 19年 7月

新潟県中越沖地震 (局地激甚災害) 学生寮シーサイドハウス及び国際交流会館くじらなみ荘は全壊取壊し、 校舎施設設備も被害甚大。復旧を急ぎ学事日程どおり秋学期授業開始。

- 学園前立60周年・大学開学20周年記念式典 20年 10月
- 20年 11月 中国集美大学と学術交流協定を締結
- 経済学部国際コミュニケーションビジネス学科を経済学部文化経済 21年 4月 学科に改組
- 21年 4月 産業システム学部産業学科募集停止
- 柏崎市・新潟工科大学との連携協定締結 21年 5月
- 22年 4月 新潟産業大学大学院経済学研究科に教職課程(中学社会・高校公民)を設置
- 25年 5月 台湾明道大学と交流基本協定を締結
- 26年 6月 モンゴル文化教育大学と交流基本協定を締結
- 26年 11月 柏崎市長に「新潟産業大学の公立大学法人化」の要望書提出
- 27年 3月 刈羽村・新潟工科大学との包括連携協定締結
- 27年 7月 大正大学との大学間連携協定締結
- 柏崎商工会議所・新潟工科大学との包括連携協定締結 27年 9月
- 27年 9月 新潟工科大学との連携協定締結
- 29年 6月 柏崎信用金庫との連携協定締結
- 29年 8月 台湾唯心聖教學院と交流基本協定を締結
- 30年 8月 株式会社ウィザスと業務提携

ž

h





頌歌は永遠に 学びスリー・ブルーの

産大

産大

春の丘辺に若き季節を

いま四年

秋の野末に

友と泣く 友と笑み

ょ

だい

だい

1.2 V

h だ £ \$ さ h

ゎ か

ゎ か **3**.

だい

新潟産業大学校歌

紺青の海 遠き潮騒

あざやかに

ようようと

情熱翔る 学び舎よ スリー・ブルーの

産大

_

箕輪真澄 黛 敏郎 作詞 作曲

もえぎ 米山 若き瞳に 創造かざす 学び舎よ スリー・ブルーの 萌黄の風も さわやかに さんさんと ふり仰ぐ

産大 産大 わが新潟産大



ーだ

ゎ

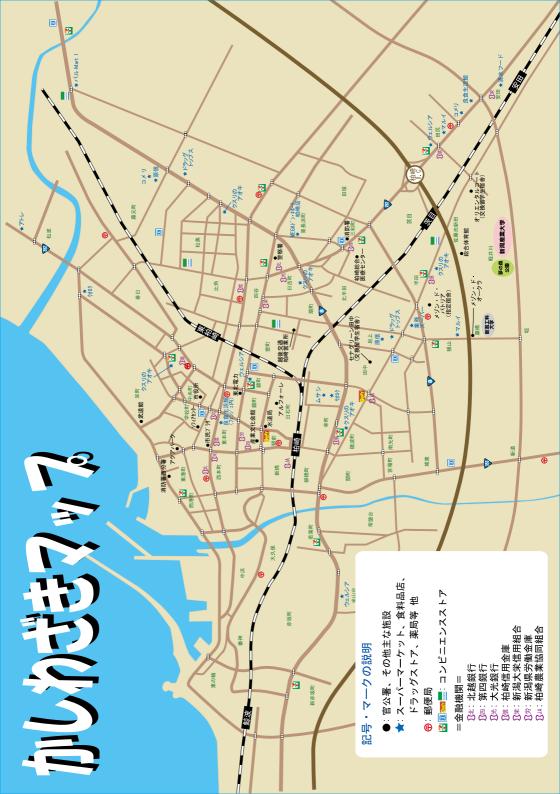
が

にいが た

柏崎市内主要機関一覧

以下に柏崎市内の主要箇所(官公署、公共施設等)のリストを掲載します。 また、次ページに「かしわざきマップ」「主な医療機関マップ」を掲載します。 これからの生活に役立つ情報ですので、ぜひ活用してください。

名称	住 所	電話番号	備考
柏崎市役所	柏崎市中央町5-50	23-5111 21-2200	代表 市民課
市民プラザ	柏崎市東本町1-3-24	20-7500	学習・交流プラザ
柏崎市産業文化会館	柏崎市駅前2-2-45	24-7633	
ソフィアセンター	柏崎市学校町2-47	22-2928	柏崎市立図書館
柏崎市総合体育館	柏崎市半田1-4	21-3751	
恩田クリニック	柏崎市東本町1-8-54	21-6788	校医
柏崎市健康管理センター	柏崎市栄町18-7	23-1463	休日急患診療(歯科)
柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	23-2165	救急指定病院 夜間・休日急患診療(内科)
柏崎中央病院	柏崎市駅前2-1-25	23-6254	救急指定病院
新 潟 病 院	柏崎市赤坂町3-52	22-2126	救急指定病院
柏崎駅	柏崎市駅前1-1-10	22-2256	
安 田 駅	柏崎市安田1725-1	22-4309	
越後交通(株)柏崎営業所	柏崎市扇町4-75	23-5250 23-2212	駅前案内所
柏 崎 郵 便 局	柏崎市駅前1-5-11	22-2200	
柏崎市上下水道局	柏崎市鏡町1-11	32-8611	
北陸ガス(株)	柏崎市藤井2098-5	電話(ナビダイヤル) 0570-025-880	
東北電力柏崎営業所	柏崎市東本町2-3-20	0120-175-266	
柏崎警察署	柏崎市日吉町5-1	21-0110	
柏 崎 消 防 署	柏崎市三和町8-51	24-1500	
柏崎地区交通センター	柏崎市日吉町6-15	23-3256	免許の更新(初回更新は運転 免許センターで行うこと)
柏崎自動車学校	柏崎市茨目1-9-10	22-5121	在学生特別割引あり
柏崎市文化会館アルフォーレ	柏崎市日石町4-32	21-0010	
柏 崎 交 通	柏崎市東本町3-1-37	0120-805-818	
コスモタクシー	柏崎市扇町4-39	0120-099-227	
大和タクシー	柏崎市茨目3-1-40	0120-044-142	
遠山タクシー	柏崎市駅前2-2-1	0120-443-132	



- 1										
	(18新沢歯科医院 (18新沢歯科医院 (19 22-4500 (18 衛・橋正・小児	(3)石馬蘭科医院 (3) 長峰町 20-51 (3) 22-0478 (3) 歯・小児・矯正・ロ	(お) 石井整砂小科 (B) 東長浜町 3-13 (B) 32-130 (B) 8外・リウマチ・リハビリ	(多こんどう医院 田東東派町3-15 田21-8097 図耳昭・アレルギー	砂センター前にフ科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3)產婦人科山田医院 (5)取前 2-1-27 (10)23-6070 (3)産・婦	/			
	(1) 四島 連科 医院 (1) 四島 連科 医院 (1) 東本町 2-7-55 (1) 22-2854 (8) 衛	③大井幽科クリニック 毎 岩上 10-30 田 21-7650 ⑤ 歯・小児・矯正	(3)機用整形が特医院 (3)機用を形と0110 (3)を1/1/1/1/1/1/1/2 (3)が 機器 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	耳鼻・固成株科 ③耳鼻・回旋料ル村医院 田 中央町 4-17 第 12-3773 8 耳咽・アレルギー	公園 在	(8)宮尾 医院 (15) 東本町 1-4-29 (10) 23-5768 (8) 産婦・内	(製はらクリニック(番 英目 2-15-22(国 28-1600(副 38 小 内・リハビリ	BH H		
頻益		秦元即			J _{II}	・ 「日本 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「	**************************************		佐藤池野田 総合体育館 料二	
		(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	海が高い	E 8		北半田 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	##		◆ 総 無 無 無 無 無 無 無 無 是 の の の の の の の の の の の の の	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
		理センター				工 料 工		● 一	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	∰ 8
		※判■右端市機構管理セング	中央的 中央	会館総判道局 田アルフォー	(a) (a) (b)	機能	州光町			新
			伝光 版 伝光 版	推幅中央病院 3	報義問	THE REF.	血藥例	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	33-10	
	診療科目 内・神内・小・外・リハビリ 内・小・外・繋外・脳神外・ 歯・産婦・眼・耳咽・泌尿・	皮・放・心身医療・痛み外来 内・糖外・泌病・外 脳神が・リハビリ 休日急悪診療(歯科)		并 大人豪	柳	84 88 40		(8) 万本風彩 (B) 日中 24-11 (B) 20-0770 (B) 内・道・外・肛	①箱田医院 (日本日 1-6-23-10 (日 22-0777 (日 37・消・アレルギー	第 (6 からき眼科 日 扇町 1-7 西 32-8008 (5) 眼
7	電話番号 内·神内 22-2126 内·神内 23-2165 歯・産婦			40.9	P	₩ ₩ ₩		(沙五十川 医院 (毎)	つ (ii)の さわの料医院 (ii) 中央町 11-33 (iii) 22-2225 (ii) 内・消	(6)ラスはら眼科医院 (日 扇町 2-3 (日 22-9081 (多 眼
を	所在地 柏崎市赤坂町 3-52 柏崎市北半田 2-11-3	_	# WE COME	提·	製漆板面	②川田胃腸クリニック 田東本町1-12-8 田 22-2024 岡 消・内・肛	(金敷前クリニック前畑医院 (高駅前 2-2-3 (田 32-1700)(3) 内心像内アルルギーリハビリ	(6) 中野内科医院 (4) 幸町 3-11 (4) 21-0655 (8) 内・呼	(i)さとう内科クリニック (f) 三和町 3-43 (f) 23-0908 (j) 内・呼・アレルギー	(3ななかた眼科医院 (日東本町1-8-36 (日 22-2947 (3) 限
主な医療機関マッ	所に・カンター 施設名 国立病院機構新潟病院 村崎総合医療センター	(ID 年工生が4344480日的間) 柏崎中央病院 柏崎市健康管理センター		製料		①恩田クリニック (校医) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③本間内科医院 (日北半田1-1-48 (田21-3666 (多内・消	(6) 本田医院 (4) 比角 1-2-3 (5) 21-2555 (6) 内・呼	③中沢消化器科・内科医院 (日 北半田 2-7-18 (日 22-3650 (3) 内・消	のかさき眼科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ı

н

波動―学問の伝承と文化の伝播

新潟産業大学のカラーは「青」。

青は「海|「空|「朝|をあらわします。 これらに共通するのは「広がり」です。 大きな海原に、澄んだ空に、さわやかな 朝に、わたしたちの未来が広がります。

Study (勉学)

Society (地域社会)

Service (貢献)

3つのSが一つになって、あらたな波動 が生まれます。

青く透き通った心こそが新潟産業大学の スピリット (Spirit) です。



新潟産業大学マスコットキャラクター「サンチャッカル」



デザインは、本学が立地する柏崎市をイ メージさせる「海」、明るさ、親しみやすさ、 世界へはばたく人材の育成などの観点から製 作しました。

ネーミングは、2005年度に公募し、応募 総数 401 作品の中から「サンチャッカル」に 決定しました。

「サンチャッカル」は、新潟産業大学の「サン」 と「チャイカ」(ロシア語でカモメ)のチャ と「カルメギ」(朝鮮語でカモメ)のカルを足 したものです。その言葉の響きやユニークさ、 国際色豊かであることから選考されました。

大学事務局

大学大代表・総務課 0257-24-6655

地域連携センター事務室

0257-24-8441

入試·広報課

0257-24-4901

教務課 0257-24-8436

学生課 0257-24-6402

就職課 0257-24-8437

図書館 0257-24-8435

学生生活の手引き 2020年4月1日発行

編集·発行/新潟産業大学 新潟県柏崎市軽井川 4730 番地 https://www.nsu.ac.jp

